

令和5年江南市議会12月定例会議案目録

令和5年11月30日

議案第72号	人権擁護委員の推薦について	P	3
議案第73号	令和5年度江南市一般会計補正予算（第5号）	P	7
議案第74号	令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）	P	19
議案第75号	江南市事務分掌条例の一部改正について	P	26
議案第76号	江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	33
議案第77号	江南市都市公園条例の一部改正について	P	36
議案第78号	江南市災害派遣手当等に関する条例の一部改正について	P	40
議案第79号	江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	43
議案第80号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	P	46
議案第81号	損害賠償の和解及び額を定めることについて	P	55
議案第82号	江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定について	P	58
議案第83号	江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について	P	71
議案第84号	江南市立保育所に係る指定管理者の指定について	P	86
議案第85号	江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について	P	109
議案第86号	江南市新学校給食センター整備等事業 事業契約の締結について	P	118

議案第87号	令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）	P	121
議案第88号	令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	P	203
議案第89号	令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	P	211
議案第90号	令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）	P	221
議案第91号	令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）	P	233
議案第92号	令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）	P	255

令和5年議案第72号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 高田 愛子

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 高田愛子氏が令和6年3月31日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

高 田 愛 子 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和5年1月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	高田 愛子		自令和 3年 4月 1日 至令和 6年 3月31日
	仙田 桂		自令和 3年 7月 1日 至令和 6年 6月30日
	古田扶三子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	佐口多寿枝		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	武馬 健之		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	宮川比佐子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	葛西 直示		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 4年10月 1日 至令和 7年 9月30日
	柴田 広美		自令和 5年 4月 1日 至令和 8年 3月31日
	大池 健弘		自令和 5年10月 1日 至令和 8年 9月30日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4及び5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和5年議案第73号

令和5年度江南市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度江南市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,580,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 2,013,985	千円 773,062	千円 2,787,047
	1 基 金 繰 入 金	2,013,985	773,062	2,787,047
歳 入 合 計		32,807,058	773,062	33,580,120

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 15,062,052	千円 570,976	千円 15,633,028
	3 生 活 保 護 費	1,343,095	570,976	1,914,071
4 衛 生 費		3,602,327	51,484	3,653,811
	3 上 水 道 費	105,961	51,484	157,445
7 商 工 費		600,688	150,602	751,290
	1 商 工 費	600,688	150,602	751,290
歳 出 合 計		32,807,058	773,062	33,580,120

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金	千円 2,013,985	千円 773,062	千円 2,787,047
歳入合計	32,807,058	773,062	33,580,120

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 15,062,052	千円 570,976	千円 15,633,028
4 衛生費	3,602,327	51,484	3,653,811
7 商工費	600,688	150,602	751,290
歳出合計	32,807,058	773,062	33,580,120

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 570,976
			51,484
			150,602
			773,062

2 歳 入

19 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
19	繰入金	2,013,985	773,062	2,787,047
	1 基金繰入金	2,013,985	773,062	2,787,047
	1 基金繰入金	2,013,985	773,062	2,787,047
	計	32,807,058	773,062	33,580,120

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 基金 繰入金	773,062	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	

3 歳 出

3 款 民生費
3 項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,343,095	570,976	1,914,071				570,976	3職 員 手 当 等	954
								10需 用 費	445
								11役 務 費	5,969
								12委 託 料	5,984
								13使 用 料 及 賃 借 料	424
								18負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	557,200
計	1,343,095	570,976	1,914,071				570,976		

4 款 衛生費
3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	105,961	51,484	157,445				51,484	18負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	2,914
								27繰 出 金	48,570

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔物価高騰対応重点支援給付金支給事業〕 570,976	
3	職員手当等 954	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	時間外勤務手当	
10	需用費 445	目的 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた
	消耗品費 145	住民税非課税世帯への支援
	一般事業用	内容 物価高騰対応重点支援給付金の支給
	印刷製本費 300	
	一般事業用	
11	役務費 5,969	
	郵便料 1,653	
	電話料 4	
	電話架設料 91	
	人材派遣手数料 3,310	
	口座振込手数料 911	
12	委託料 5,984	
	システム構築委託料	
13	使用料及び賃借料 424	
	コピー機借上料 136	
	パソコン等借上料 288	
18	負担金、補助及び交付金 557,200	
	物価高騰対応重点支援給付金	

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔水道料金賦課等事業〕 2,914	
	・水道料金減額協力金交付事業	
18	負担金、補助及び交付金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	水道料金減額協力金	目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援
		(独立行政法人都市再生機構中部支社分)
		内容 1月及び2月検針分の水道料金減額協力金の交付
		補正後8,742,000円ー補正前5,828,000円

歳出
4款 衛生費
3項 上水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	105,961	51,484	157,445				51,484		

7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	600,688	150,602	751,290				150,602	12委託料 13使用料 及び 賃借料	150,571 31
計	600,688	150,602	751,290				150,602		

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[企業会計管理事業] ・水道事業会計繰出事業（物価高騰対策） 27 繰出金 水道事業会計繰出金	48,570	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 （江南市水道事業分） 内容 12月及び1月検針分の水道料金減額に係る経費の繰出し

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[物価高騰対応重点支援事業] ・江南市キャッシュレス決済ポイント還元事業 12 委託料 業務委託料 13 使用料及び賃借料 会場借上料	150,602 150,571 31	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	目的 市内対象店舗と生活者の支援 内容 支払い金額に応じたポイントの還元

令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度江南市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度江南市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,671,386 千円	△ 4,252 千円	1,667,134 千円
第1項 営業収益	1,432,261 千円	△ 52,822 千円	1,379,439 千円
第2項 営業外収益	239,123 千円	48,570 千円	287,693 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,412,009 千円	△ 4,252 千円	1,407,757 千円
第1項 営業費用	1,385,860 千円	550 千円	1,386,410 千円
第2項 営業外費用	24,848 千円	△ 4,802 千円	20,046 千円

（他会計からの補助金）

第3条 物価高騰に対する支援策としての水道料金（基本料金）の免除に充てるため、江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、48,570千円である。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収 益			1,671,386	△ 4,252	1,667,134
	1 営業収益		1,432,261	△ 52,822	1,379,439
		1 給 水 収 益	1,341,372	△ 52,822	1,288,550
	2 営業外収益		239,123	48,570	287,693
		2 他 会 計 補 助 金	99,797	48,570	148,367

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費			1,412,009	△ 4,252	1,407,757
	1 営業費用		1,385,860	550	1,386,410
		4 業 務 費	110,002	550	110,552
	2 営業外費用		24,848	△ 4,802	20,046
		2 消費税及び地方消費税	4,879	△ 4,802	77

令和5年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	207,449
減価償却費	458,053
固定資産除却費	18,100
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,093
長期前受金戻入額	△ 131,443
受取利息及び受取配当金	△ 6
支払利息	19,968
未収金の増減額（△は増加）	△ 23,573
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 3,283
未払金の増減額（△は減少）	△ 2,350
小計	540,822
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△ 19,968
業務活動によるキャッシュ・フロー	520,860
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 849,650
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	174,390
補助金等による収入	64,427
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 610,831
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 102,176
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,824
資金増加額（又は減少額）	△ 42,147
資金期首残高	1,222,702
資金期末残高	1,180,555

令和5年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		240,387	
ロ 建物	358,856		
減価償却累計額	△ 192,442	166,414	
ハ 構築物	21,263,857		
減価償却累計額	△ 10,692,342	10,571,515	
ニ 機械及び装置	2,200,294		
減価償却累計額	△ 1,512,983	687,311	
ホ 車両運搬具	12,309		
減価償却累計額	△ 11,357	952	
ヘ 工具器具及び備品	10,294		
減価償却累計額	△ 9,594	700	
ト 建設仮勘定		72,360	
有形固定資産合計			11,739,639
(2) 無形固定資産			
電話加入権		1,392	
無形固定資産合計			1,392
固定資産合計			11,741,031
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,180,555	
(2) 未収金		265,201	
貸倒引当金		△ 500	264,701
(3) 貯蔵品			1,718
流動資産合計			1,446,974
資産合計			13,188,005

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,537,970	
	企業債合計	<u>1,537,970</u>	1,537,970
	固定負債合計		1,537,970
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	107,099	
	企業債合計	<u>107,099</u>	107,099
	(2) 未払金		288,480
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,564	
	引当金合計	<u>9,564</u>	9,564
	(4) 預り金		1,642
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計	<u>2,000</u>	408,785
5	繰延収益		
	長期前受金		6,513,005
	長期前受金収益化累計額	△ 3,073,143	
	繰延収益合計	<u>△ 3,073,143</u>	3,439,862
	負債合計		<u>5,386,617</u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,526,440	
	資本金合計	<u>6,728,633</u>	6,728,633
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	714,469	
	利益剰余金合計	<u>714,469</u>	714,469
	剰余金合計		<u>1,072,755</u>
	資本合計		<u>7,801,388</u>
	負債資本合計		<u>13,188,005</u>

令和5年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,671,386	△ 4,252	1,667,134		
	1	営業収益	1,432,261	△ 52,822	1,379,439		
		1 給水収益	1,341,372	△ 52,822	1,288,550	1 水道料金	△ 52,822
	2	営業外収益	239,123	48,570	287,693		
		2 他会計補助金	99,797	48,570	148,367	1 他会計補助金	48,570

支出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,412,009	△ 4,252	1,407,757		
	1	営業費用	1,385,860	550	1,386,410		
		4 業務費	110,002	550	110,552	17 委託料	550
		6 減価償却費	458,053		458,053	38 有形固定資産 減価償却費	
	2	営業外費用	24,848	△ 4,802	20,046		
		2 消費税及び 地方消費税	4,879	△ 4,802	77	58 消費税及び 地方消費税	△ 4,802

[単位：千円]

説	明
水道料金	
一般会計補助金 水道料金減額協力金	

1-1-4 業務費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔水道料金賦課等事業〕 550 ・水道料金等取扱業務委託事業 17 委託料 上下水道料金システム改修委託料	〈特定財源〉 そ 550千円 一般会計補助金 補正後3,727,000円－補正前3,177,000円 水道料金を一定期間減額するためのシステム改修 補正後3,727,000円－補正前3,177,000円
〔企業会計管理事業〕 ・減価償却費管理事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 48,020千円 一般会計補助金 補正後144,060,000円－補正前96,040,000円
〔企業会計管理事業〕 △ 4,802 ・消費税等申告事業 58 消費税及び地方消費税	

令和5年議案第75号

江南市事務分掌条例の一部改正について

江南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、第6次江南市総合計画の改訂に合わせ、総合計画に掲げる目標をより効率的かつ効果的に達成するため、組織の再編を行う必要があるからであります。

江南市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

江南市事務分掌条例（平成29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「部を」を「室及び部を」に改め、同条第7号中「こども未来部」を「健康こども部」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「健康福祉部」を「ふくし部」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）危機管理室

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 健康こども部の事務分掌は、次のとおりとする。

- （1）楽しく、安心して子育てができるよう、地域と連携し子育て支援を推進すること。
- （2）市民が健康に暮らすことができるよう、健康づくりを支援すること。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第5号を削り、同条を第5条とする。

第3条中「健康福祉部」を「ふくし部」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「生活困窮者等が安心して暮らす」を「生活困窮者が自立した生活を送る」に、「社会福祉団体等と連携し生活を支援する」を「生活福祉を推進する」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「高齢者が」を「誰もが」に、「介護が必要になっても」を「住み慣れた地域で」に、「高齢者福祉」を「地域福祉」に改め、同号の次に次の1号を加え、同条を第4条とする。

- （2）高齢者が必要な介護サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、介護保険制度を適正に運営すること。

第2条の前の見出しを削り、同条第3号中「観光の促進」を「地域の魅力の発信」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（事務分掌）

第2条 危機管理室の事務分掌は、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、防災、交通安全対策及び地域防犯を推進することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(江南市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 江南市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第6条中「秘書政策課」を「秘書人事課」に改める。
(江南市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 3 江南市子ども・子育て会議条例（平成30年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第7条中「こども未来部こども政策課」を「健康こども部こども未来課」に改める。

(参 考)

江南市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる<u>室及び部</u>を置く。</p> <p>(1) <u>危機管理室</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>ふくし部</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>健康こども部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>危機管理室の事務分掌は、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、防災、交通安全対策及び地域防犯を推進することとする。</u></p> <p>第3条 経済環境部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 地域経済が活性化し、地域の雇用が確保されるとともに、多くの観光客が訪れるよう、商工業の振興及び<u>地域の魅力の発信</u>を図ること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4条 <u>ふくし部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる<u>部</u>を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康福祉部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>こども未来部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 地域経済が活性化し、地域の雇用が確保されるとともに、多くの観光客が訪れるよう、商工業の振興及び<u>観光の促進</u>を図ること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3条 <u>健康福祉部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p>

新	旧
<p>(1) <u>誰もが生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉を推進すること。</u></p> <p>(2) <u>高齢者が必要な介護サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、介護保険制度を適正に運営すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>生活困窮者が自立した生活を送ることができるよう、生活福祉を推進すること。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(1) <u>高齢者が生きがいをもち、介護が必要になっても安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉を推進すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>生活困窮者等が安心して暮らすことができるよう、社会福祉団体等と連携し生活を支援すること。</u></p> <p>(4) <u>市民が健康に暮らすことができるよう、健康づくりを支援すること。</u></p> <p>(5) (略)</p>
<p><u>第5条</u> 都市整備部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>第4条</u> 同左</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>市民が安心して安全に暮らすことができるよう、防災、交通安全対策及び地域防犯を推進すること。</u></p>
<p><u>第6条</u> (略)</p>	<p><u>第5条</u> (略)</p>
<p><u>第7条</u> (略)</p>	<p><u>第6条</u> (略)</p>
<p><u>第8条</u> (略)</p>	<p><u>第7条</u> (略)</p>
	<p><u>第8条</u> <u>こども未来部の事務分掌は、楽しく、安心して子育てができるよう、地域と連携し子育て支援を推進することとする。</u></p>
<p><u>第9条</u> <u>健康こども部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>楽しく、安心して子育てできるよ</u></p>	

新	旧
<u>う、地域と連携し子育て支援を推進すること。</u> <u>(2) 市民が健康に暮らすことができるよう、健康づくりを支援すること。</u> (委任) <u>第10条</u> (略)	(委任) <u>第9条</u> (略)

江南市特別職報酬等審議会条例（附則第2項関係）

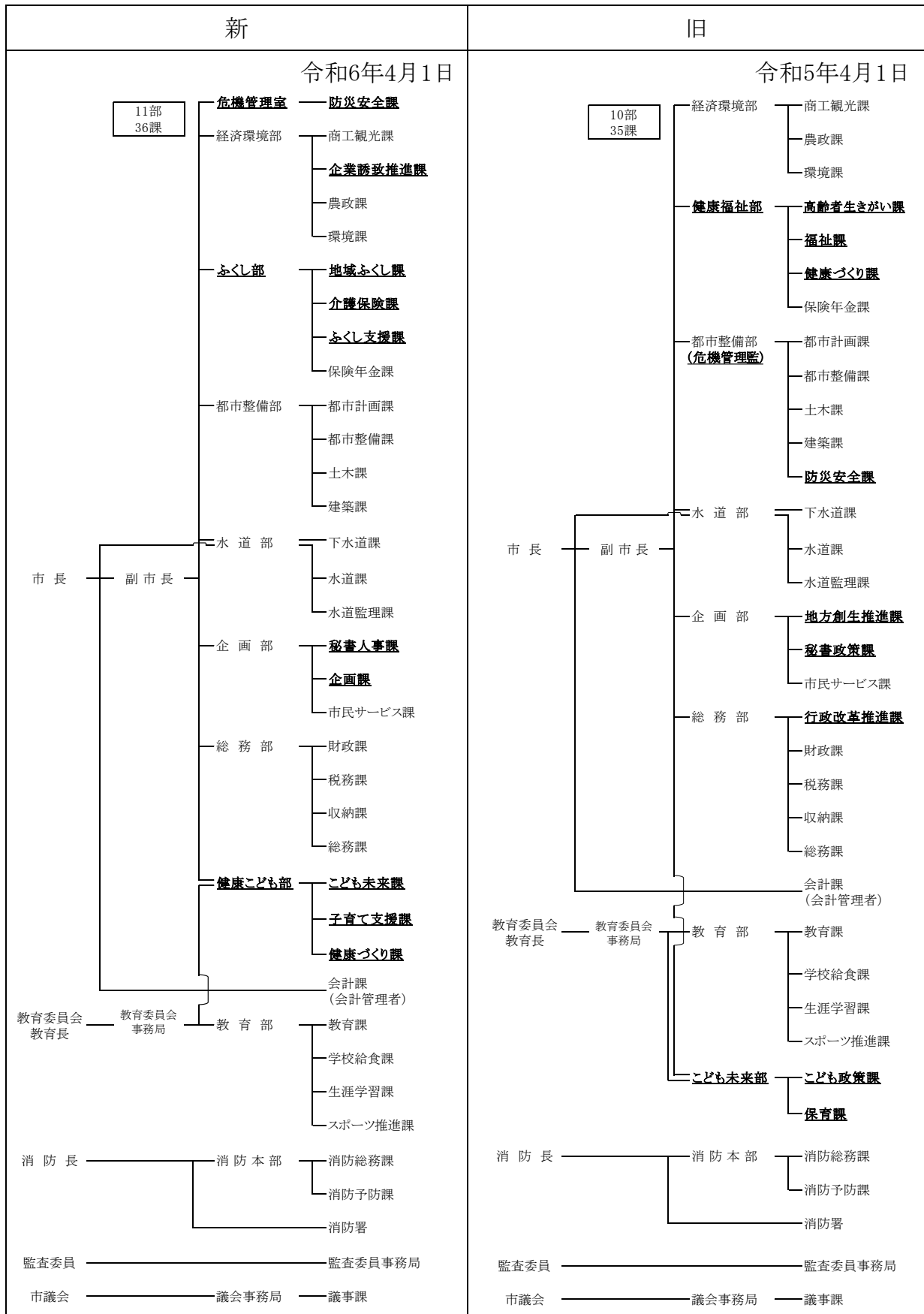
新	旧
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、企画部 <u>秘書人事課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、企画部 <u>秘書政策課</u> において処理する。

江南市子ども・子育て会議条例（附則第3項関係）

新	旧
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>健康こども部こども未来課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>こども未来部こども政策課</u> において処理する。

(参 考)

江南市組織一覽 新旧対照表



令和5年議案第76号

江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公園における行為の制限及び禁止に係る規定を整備するため、改正する必要があるからであります。

江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

（4）物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。

第3条第3項第11号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(行為の制限及び禁止)</p> <p>第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1項で許可を受けたもの又は第4条第1項の許可を受けたもの及び市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(行為の制限及び禁止)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同左</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 行商、募金その他これに類する行為をすること。</u></p>

令和5年議案第77号

江南市都市公園条例の一部改正について

江南市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、久昌寺跡公園及び布袋下山公園の供用を開始する等のため、改正する必要があるからであります。

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

江南市都市公園条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

（4）物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。

第4条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

別表第1に次のように加える。

久昌寺跡公園	江南市田代町郷中51番地
布袋下山公園	江南市布袋下山町東134番地（仮換地江南布袋南部土地区画整理事業18街区）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第9号）第3条第1項又は第3項の規定により久昌寺公園における行為の許可を受けている者は、改正後の江南市都市公園条例第3条第1項又は第4条の規定により久昌寺跡公園における行為の許可を受けた者とみなす。

（江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「及び久昌寺公園」を削る。

第2条第2項を次のように改める。

2 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 曼陀羅寺公園

位置 江南市前飛保町寺町202番地

(参 考)

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧				
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が特に必要と認められたものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(都市公園の設置等)</p> <p>第2条 都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">都市公園</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 行商、募金その他これに類する行為をすること。</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">都市公園</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				

新		旧
木賀公園の項～最勝寺跡公園の項 (略)		木賀公園の項～最勝寺跡公園の項 (略)
<u>久昌寺跡公園</u>	<u>江南市田代町郷中51番地</u>	
<u>布袋下山公園</u>	<u>江南市布袋下山町東134番地（仮換地江南布袋南部土地区画整理事業18街区）</u>	

江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例（附則第3項関係）

新	旧										
江南市曼陀羅寺公園の設置及び管理に関する条例 (趣旨)	江南市曼陀羅寺公園 <u>及び久昌寺公園</u> の設置及び管理に関する条例 (趣旨)										
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、江南市曼陀羅寺公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、江南市曼陀羅寺公園 <u>及び久昌寺公園</u> （以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。										
(設置)	(設置)										
第2条 (略)	第2条 (略)										
2 <u>公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</u>	2 <u>公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</u>										
<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td><u>曼陀羅寺公園</u></td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td><u>江南市前飛保町寺町202番地</u></td> </tr> </table>	名称	<u>曼陀羅寺公園</u>	位置	<u>江南市前飛保町寺町202番地</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>曼陀羅寺公園</u></td> <td><u>江南市前飛保町寺町202番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>久昌寺公園</u></td> <td><u>江南市田代町郷中51番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>曼陀羅寺公園</u>	<u>江南市前飛保町寺町202番地</u>	<u>久昌寺公園</u>	<u>江南市田代町郷中51番地</u>
名称	<u>曼陀羅寺公園</u>										
位置	<u>江南市前飛保町寺町202番地</u>										
名称	位置										
<u>曼陀羅寺公園</u>	<u>江南市前飛保町寺町202番地</u>										
<u>久昌寺公園</u>	<u>江南市田代町郷中51番地</u>										

令和5年議案第78号

江南市災害派遣手当等に関する条例の一部改正について

江南市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市災害派遣手当等に関する条例（平成10年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧、国民の保護のための措置の実施、<u>特定新型インフルエンザ等対策の実施</u>及び復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧、国民の保護のための措置の実施、<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施</u>及び復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）に関する事項を定めるものとする。</p>

令和5年議案第79号

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、布袋自転車等駐車場及び布袋駅西自転車等駐車場を廃止するため、改正する必要があるからであります。

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表布袋自転車等駐車場の項及び布袋駅西自転車等駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
 の新旧対照表

新		旧	
(設置)			
第2条 (略)			
2 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
北野自転車等駐車場の項～江南駅北自転車等駐車場の項	(略)	北野自転車等駐車場の項～江南駅北自転車等駐車場の項	(略)
		<u>布袋自転車等駐車場</u>	<u>江南市布袋下山町東37番地（仮換地江南布袋南部土地区画整理事業14街区2画地）</u>
		<u>布袋駅西自転車等駐車場</u>	<u>江南市布袋町西布68番地</u>
江南駅北第三自転車等駐車場の項	(略)	江南駅北第三自転車等駐車場の項	(略)

令和5年議案第80号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の負担軽減を図るため、改正する必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険税条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - （1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （3）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （4）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （5）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被

保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第14条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第14条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第16条第2項第1号中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に</u> <u>地方税法施行令第56条の89第4項に規定</u> <u>する出産被保険者(以下「出産被保険者」</u> <u>という。)が属する場合における当該納</u> <u>税義務者に対して課する所得割額及び</u> <u>被保険者均等割額(第1項に規定する金</u> <u>額を減額するものとした場合にあって</u> <u>は、その減額後の被保険者均等割額)は、</u> <u>当該所得割額及び被保険者均等割額か</u> <u>ら、次の各号に掲げる区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ当該各号に定める額を減額して得</u> <u>た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係</u> <u>る基礎課税額の所得割額 当該出産</u> <u>被保険者につき第3条の規定により算</u> <u>定した所得割額の12分の1の額に、当</u> <u>該出産被保険者の出産の予定日(地方</u> <u>税法施行規則第24条の30の5に定める</u> <u>場合には、出産の日。以下同じ。)の属</u> <u>する月(以下「出産予定月」という。)</u> <u>の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)</u> <u>から出産予定月の翌々月までの期間</u> <u>(以下「産前産後期間」という。)のう</u> <u>ち当該年度に属する月数を乗じて得</u> <u>た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p><u>る基礎課税額の被保険者均等割額 当</u> <u>該出産被保険者につき第5条の規定に</u> <u>より算定した被保険者均等割額（第1</u> <u>項に規定する金額を減額するものと</u> <u>した場合にあっては、その減額後の被</u> <u>保険者均等割額）の12分の1の額に、</u> <u>当該出産被保険者の産前産後期間の</u> <u>うち当該年度に属する月数を乗じて</u> <u>得た額</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係</u> <u>る後期高齢者支援金等課税額の所得</u> <u>割額 当該出産被保険者につき第5条</u> <u>の3の規定により算定した所得割額の</u> <u>12分の1の額に、当該出産被保険者の</u> <u>産前産後期間のうち当該年度に属す</u> <u>る月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係</u> <u>る後期高齢者支援金等課税額の被保</u> <u>険者均等割額 当該出産被保険者に</u> <u>つき第5条の5の規定により算定した</u> <u>被保険者均等割額（第1項に規定する</u> <u>金額を減額するものとした場合に</u> <u>あっては、その減額後の被保険者均等</u> <u>割額）の12分の1の額に、当該出産</u> <u>被保険者の産前産後期間のうち当該</u> <u>年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係</u> <u>る介護納付金課税額の所得割額 当</u> <u>該出産被保険者につき第6条の規定に</u> <u>より算定した所得割額の12分の1の額</u> <u>に、当該出産被保険者の産前産後期間</u></p>	

新	旧
<p><u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第14条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p>	

新	旧
<p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u> (保険税の減免)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとするものは、規則で定める場合を除き、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号 <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u></p>

新	旧
(2) 及び(3) (略) 3 (略)	(2) 及び(3) (略) 3 (略)

令和5年議案第81号

損害賠償の和解及び額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

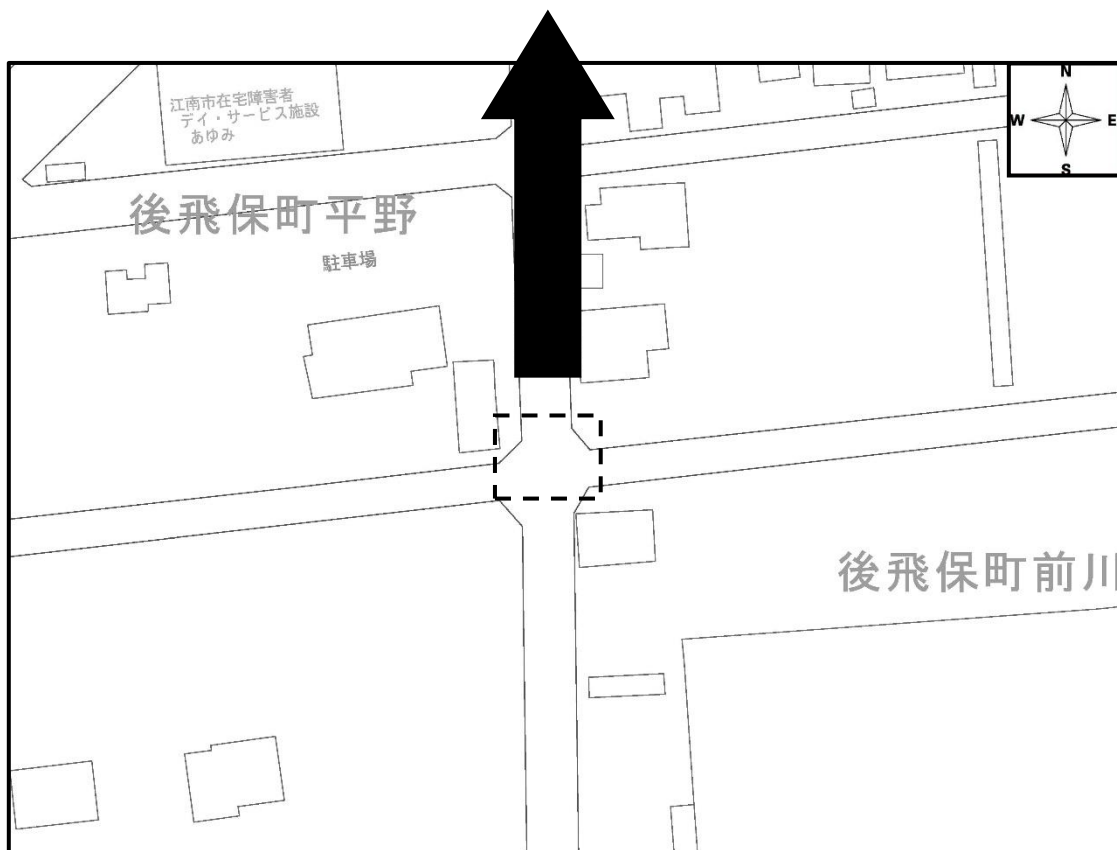
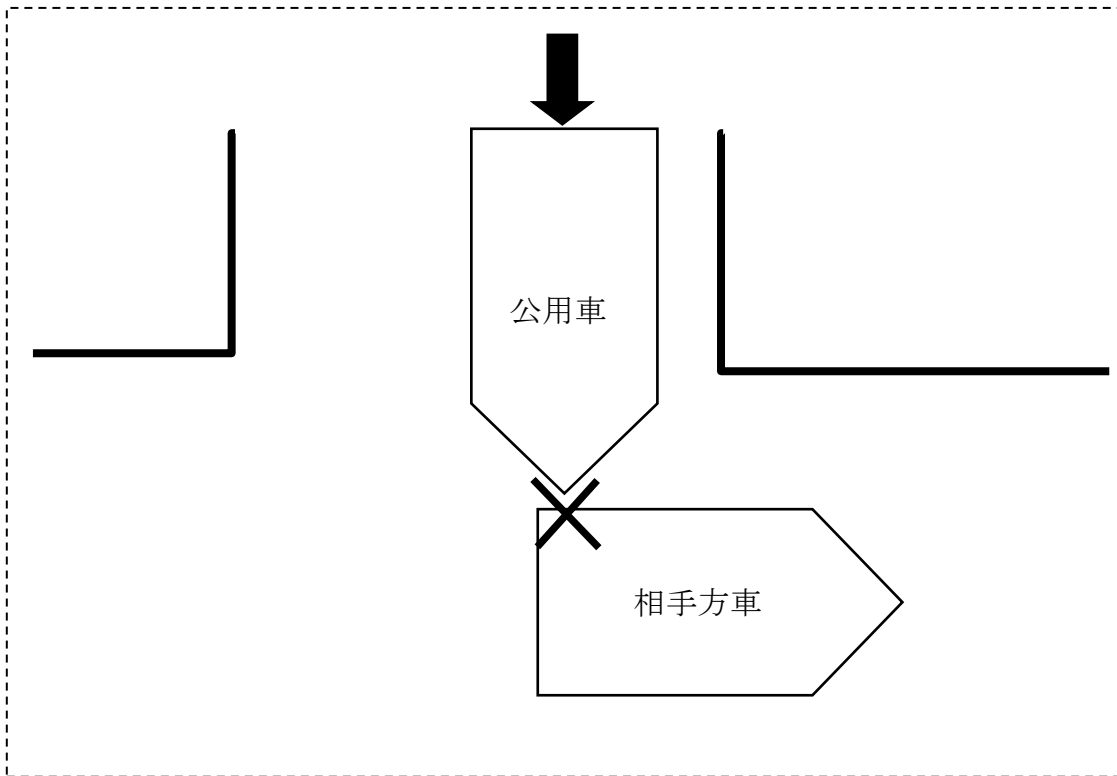
この案を提出するのは、令和5年7月26日江南市後飛保町地内において、職員が交通事故を起こしたことにより、市に損害賠償義務が生じたからであります。

和解及び賠償金調書

事故発生日時	令和5年7月26日 午後4時15分頃	
事故発生場所	江南市後飛保町前川103番地 西側十字路	
当事者(甲)	江南市	運転者 市民サービス課 職員
当事者(乙)	相手方	運転者 市外在住 女性
事故の状況	十字路の西側から出てきた相手方車両に気づくのが遅れ、公用車の前方左側が相手方車両の後方左側へ衝突したものの。	
和解の内容	<p>1. 双方の損害額及び過失割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 損害額 甲 金 150,898円 乙 金 529,099円</p> <p>(2) 過失割合 甲 40% 乙 60%</p> <p>甲は、乙に対し、金211,640円を賠償するものとする。 乙は、甲に対し、金90,539円を賠償するものとする。</p> <p>2. その他に関しては、一切異議、請求の申立てをしないものとする。</p>	
賠償金額	車両修繕費 金 211,640円	

(参 考)

事故現場説明図（江南市後飛保町前川103番地 西側十字路）



令和5年議案第82号

江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	江南市心身障害者小規模授産施設
指定管理者	社会福祉法人 ときわ会
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

(参 考)

協 定 書 (案)

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 2 号。以下「指定管理者の指定手続等に関する条例」という。）第 6 条の規定に基づき、江南市と指定管理者社会福祉法人ときわ会（以下「指定管理者」という。）は、江南市心身障害者小規模授産施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第 1 条 江南市は、江南市心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例第 28 号。以下「施設の設置及び管理に関する条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙「仕様書」に掲げる施設の管理及び運営に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定期間)

第 2 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(管理の基準)

第 3 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、施設を最大限活用し、施設の利用を許可された者（以下「利用者」という。）が平等に利用できるよう努めなければならない。

2 施設の開所時間及び休所日は、別紙「仕様書」に定めるものとする。

(業務の範囲)

第 4 条 業務の範囲は、別紙「仕様書」に定めるものとする。

(遵守事項)

第 5 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、善良なる管理者として注意をもって業務を処理し、利用者に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

(指定管理料)

第 6 条 江南市は、指定管理者に対して別紙「覚書」のとおり指定管理料を支払うものとする。

(事業報告)

第 7 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を江南市に報告しなければならない。

(1) 管理及び運営の実施状況及び利用状況

(2) 管理及び運営に係る経費の収支状況

(3) その他、江南市が必要とする事項

(事業状況の調査等)

第 8 条 江南市は、指定管理者の行う管理及び運営の適正を期するため必要と認める場合は、その状況について報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。

(備品の貸与)

第 9 条 江南市は、管理及び運営に必要な備品を無償で貸し付けるものとする。

(管理及び運営の再委託)

第 10 条 指定管理者は、管理及び運営の全部を第三者に行わせてはならない。

2 指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理及び運営の一部を第三者に行わせることができる。ただし、指定管理料において委託経費として算入されている業務は、江南市の承認を得たものとする。

(原形変更)

第 11 条 指定管理者は、施設の原形を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りでない。

(事故報告)

第 12 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたり、施設、設備及び備品の破損その他事故が発生したときは、ただちに状況を江南市に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用料金)

第 13 条 施設の使用に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金は、施設の設置及び管理に関する条例に定める額を上限とし、あらかじめ江南市の承認を得た額とする。

3 利用料金は、原則、一の会計年度の間においては同一料金とする。

4 利用料金は、指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得た場合は、減免することができる。

5 利用料金を収受できる期間は、第 2 条に定める期間とする。

6 利用料金の収受については、施設の設置及び管理に関する条例の規定による。

(損害賠償)

第 14 条 指定管理者は、施設の管理及び運営に関して指定管理者の責に帰すべき理由により、江南市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、江南市が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。また、江南市が第三者に賠償した場合は、江南市は指定管理者に対して、その賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(個人情報の取扱い等)

第 15 条 指定管理者は、指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(災害時の対応)

第 16 条 地震等の災害により市民への救援対策が必要となった場合は、施設の使用については江南市の指示に従わなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 17 条 指定管理者は、この協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第 18 条 江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が、この協定の条項に違反したとき。

(2) 第 8 条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理及び運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、指定管理者に損害が生じることがあっても、江南市はその責めを負わない。

3 指定管理者は、第 1 項の規定により指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関し既に指定管理料が支払われているときは、江南市の指定する期日までに、江南

市が定める金額を返還しなければならない。

- 4 不可抗力により管理及び運営の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、江南市と指定管理者の協議の上、決定する。

(雑則)

- 第 19 条 この協定書に定めのない事項及び特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者の協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

江南市

市長 澤田和延

江南市河野町五十間 88 番地

社会福祉法人 ときわ会

理事長 春日井昌市

(参 考)

覚 書 (案)

江南市と指定管理者社会福祉法人ときわ会（以下「指定管理者」という。）との間において、江南市中心身障害者小規模授産施設の管理及び運営に関する協定書の締結にあたり、協定書第6条に定める令和 年度の指定管理料について、次のように覚書を締結する。

1. 指定管理料 金 円

2. 指定管理料の支払月及び支払金額

4月	円
7月	円
10月	円
1月	円

この覚書を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

江南市

市長 澤田和延

江南市河野町五十間88番地

社会福祉法人 ときわ会

理事長 春日井昌市

(参 考)

江南市心身障害者小規模授産施設指定管理者の仕様書（案）

江南市心身障害者小規模授産施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の管理及び運営に関する基本的な考え方

施設を管理及び運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 心身障害者で雇用されることが困難な者の福祉増進を図るために働く場を提供し、自活に必要な指導及び訓練を行うという設置理念に基づき、管理及び運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理及び運営を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理及び運営に努めること。
- (5) 個人情報保護に努めること。

3 施設の概要

ア 名 称	江南市心身障害者小規模授産施設
イ 所在地	江南市後飛保町高瀬 66 番地
ウ 施設の規模	敷地面積 252.00 m ² 延床面積 136.25 m ²
エ 構 造	鉄筋コンクリート造 平屋建
オ 施設内容	玄関、作業室、静養室、軽作業室兼食堂、更衣室、倉庫、トイレ、廊下、洗面所

4 開所時間

- (1) 午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間を

変更することができる。

5 休所日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (4) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前各項目の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

6 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間

7 法令等の遵守

施設の管理及び運営にあたっては、本仕様書のほか、次の各項目に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 2 号）
- (3) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）
- (4) 江南市中心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例第 28 号）
- (5) 江南市中心身障害者小規模授産施設の管理及び運営に関する規則（令和 2 年規則第 37 号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）
- (9) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (10) 個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

- (11) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）
- (12) 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）
- (13) 江南市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年規則第 11 号）
- (14) 江南市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）
- (15) 労働関係法令
- (16) その他関係法令

8 個人情報の適正管理

- (1) 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。
- (2) 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を、确实かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (4) 指定管理者は、前各項目に定めるもののほか、江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。
- (5) 指定管理者は、前各項目による事務を処理させるため、個人情報の保護に係る責任者を定めなければならない。

9 職員の配置等

- (1) 施設には、江南市と協議の上、職員を配置すること。
- (2) 職員の勤務形態は、施設の管理及び運営に支障がないように定めること。
- (3) 職員に対して、施設の管理及び運営に必要な研修を実施すること。

10 業務内容

- (1) 施設の利用許可等に関すること。
 - ① 利用しようとする者から、授産施設利用許可申請書に健康診断書及び地域生活支援事業受給者証を添えて提出させる。
 - ② 市長と協議のうえ、利用の許可をしたときは、授産施設利用許可通知書を、不許可としたときは、授産施設利用不許可通知書を交付する。

(2) 利用の許可の取消しに関すること。

- ① 利用の許可の取消しをする場合は、授産施設利用許可取消届を提出させる。
- ② 授産施設利用許可取消届が提出された場合は、利用の許可を取り消し、授産施設利用許可取消通知書を交付する。

(3) 授産活動

- ・ 下請作業

(4) 特別活動

- ① クラブ活動
- ② レクリエーション活動

(5) 費用の徴収に関すること。

毎月 10 日までに前月の利用実績に応じて自己負担額を算定し、利用者に対して請求をする。

(6) 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。

- ① 施設維持管理用消耗品、事務用消耗品、清掃用消耗品の購入に関すること。
- ② 燃料費、光熱水費の支払いに関すること。
- ③ 通信運搬費の支払いに関すること。
- ④ 施設の定期清掃を行うこと。
- ⑤ 施設内の電気設備、空調設備、給排水設備等の日常巡視点検を行うこと。

(7) その他、施設の管理及び運営に関して市長が必要と認める業務

11 管理経費等について

(1) 予算の執行

別に定める予算に基づいて、次のとおり執行すること。

- ① 人件費、管理費及び運営費は、当該年度の予算額以内で執行すること。
- ② 修繕費は、当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、1 件 300,000 円を超える場合は、事前に江南市と協議し、原則として、江南市の予算で執行するものとする。なお、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。
- ③ 年間の運営は、予算科目の当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、江南市との協議により科目間の流用ができるものとする。
- ④ 予算の執行にあたって不用額が生じた場合は、精算するものとする。

(2) 会計報告及び事業報告

毎年度終了後 30 日以内に、会計報告及び事業報告を行うこと。

(3) 経理事務

指定管理者は、経理規程等を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 実地調査

江南市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を行うことができる。

12 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、江南市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 物品の管理等

(1) 指定管理者が、指定管理料により物品を購入する場合は、その物品は江南市の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者は、江南市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、貸与備品整理簿を備えなければならない。

(3) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に江南市の照合を受けなければならない。

14 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

(2) 指定管理者が施設の管理及び運営に係る各種規程、要綱等を別に定める場合は、江南市と協議を行うこと。

(3) その他、本仕様書に記載のない事項については、江南市と協議を行うこと。

(4) 指定管理者は、施設の利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を江南市に提出すること。

(5) 指定期間開始後、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、指定管理者の報告や江南市の実施する調査によりモニタリングを行う。また、毎年度終了後、事業報告の内容、実地調査の結果等を踏まえ、指定管理者から提出された自己評価の内容を確認し、総括的な評価を行う。

(6) 事業評価の結果、指定管理者の業務が協定書、仕様書等に定められた内容を満

たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

15 その他

(1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由の場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、江南市は指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合、江南市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力など江南市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

江南市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとする。

(参 考)

江南市中心身障害者小規模授産施設指定管理料支払額内訳表

令和6年度～令和8年度 指定管理料総額 84,362,000円

年 度	指 定 管 理 料	支 払 月
令和6年度	27,842,000円	4月 7月 10月 1月
令和7年度	28,120,000円	4月 7月 10月 1月
令和8年度	28,400,000円	4月 7月 10月 1月

令和5年議案第83号

江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	江南市在宅障害者デイ・サービス施設
指定管理者	社会福祉法人 ときわ会
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

(参 考)

協 定 書 (案)

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 2 号。以下「指定管理者の指定手続等に関する条例」という。）第 6 条の規定に基づき、江南市と指定管理者社会福祉法人ときわ会（以下「指定管理者」という。）は、江南市在宅障害者デイ・サービス施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第 1 条 江南市は、江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 27 号。以下「施設の設置及び管理に関する条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙「仕様書」に掲げる施設の管理及び運営に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定期間)

第 2 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(管理の基準)

第 3 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、施設を最大限活用し、施設の利用を許可された者（以下「利用者」という。）が平等に利用できるよう努めなければならない。

2 施設の開館時間及び休館日は、別紙「仕様書」に定めるものとする。

(業務の範囲)

第 4 条 業務の範囲は、別紙「仕様書」に定めるものとする。

(遵守事項)

第 5 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、善良なる管理者として注意をもって業務を処理し、利用者に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

(指定管理料)

第 6 条 江南市は、指定管理者に対して別紙「覚書」のとおり指定管理料を支払うものとする。

(事業報告)

第 7 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を江南市に報告しなければならない。

(1) 管理及び運営の実施状況及び利用状況

(2) 管理及び運営に係る経費の収支状況

(3) その他、江南市が必要とする事項

(事業状況の調査等)

第 8 条 江南市は、指定管理者の行う管理及び運営の適正を期するため必要と認める場合は、その状況について報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。

(備品の貸与)

第 9 条 江南市は、管理及び運営に必要な備品を無償で貸し付けるものとする。

(管理及び運営の再委託)

第 10 条 指定管理者は、管理及び運営の全部を第三者に行わせてはならない。

2 指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理及び運営の一部を第三者に行わせることができる。ただし、指定管理料において委託経費として算入されている業務は、江南市の承認を得たものとする。

(原形変更)

第 11 条 指定管理者は、施設の原形を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りでない。

(事故報告)

第 12 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたり、施設、設備及び備品の破損その他事故が発生したときは、ただちに状況を江南市に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用料金)

第 13 条 施設の使用に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金は、施設の設置及び管理に関する条例に定める額を上限とし、あらかじめ江南市の承認を得た額とする。

3 利用料金は、原則、一の会計年度の間においては同一料金とする。

4 利用料金は、指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得た場合は、減免することができる。

5 利用料金を収受できる期間は、第 2 条に定める期間とする。

6 利用料金の収受については、施設の設置及び管理に関する条例の規定による。

(損害賠償)

第 14 条 指定管理者は、施設の管理及び運営に関して指定管理者の責に帰すべき理由により、江南市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、江南市が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。また、江南市が第三者に賠償した場合は、江南市は指定管理者に対してその賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(個人情報取扱い等)

第 15 条 指定管理者は、指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(災害時の対応)

第 16 条 地震等の災害により市民への救援対策が必要となった場合、施設の使用については江南市の指示に従わなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 17 条 指定管理者は、この協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第 18 条 江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が、この協定の条項に違反したとき。

(2) 第 8 条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理及び運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、指定管理者に損害が生じることがあっても、江南市はその責めを負わない。

3 指定管理者は、第 1 項の規定により指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関し既に指定管理料が支払われているときは、江南市の指定する期日までに、江南

市が定める金額を返還しなければならない。

- 4 不可抗力により管理及び運営の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、江南市と指定管理者の協議の上、決定する。

(雑則)

- 第 19 条 この協定書に定めのない事項及び特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者の協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

江南市

市長 澤田和延

江南市河野町五十間 88 番地

社会福祉法人 ときわ会

理事長 春日井昌市

(参 考)

覚 書 (案)

江南市と指定管理者社会福祉法人ときわ会（以下「指定管理者」という。）との間において、江南市在宅障害者デイ・サービス施設の管理及び運営に関する協定書の締結にあたり、協定書第6条に定める令和 年度の指定管理料について、次のように覚書を締結する。

1. 指定管理料 金 円

2. 指定管理料の支払月及び支払金額

4月	円
7月	円
10月	円
1月	円

この覚書を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

江南市
市長 澤田和延

江南市河野町五十間88番地
社会福祉法人 ときわ会
理事長 春日井昌市

(参 考)

江南市在宅障害者デイ・サービス施設指定管理者の仕様書（案）

江南市在宅障害者デイ・サービス施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の管理及び運営に関する基本的な考え方

施設を管理及び運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 在宅の障害者に対し各種の相談に応じるとともに、教養の向上、機能回復訓練等社会生活への適応性を高め、在宅障害者の福祉増進を図るという設置理念に基づき、管理及び運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理及び運営を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理及び運営に努めること。
- (5) 個人情報保護に努めること。

3 施設の概要

ア 名 称	江南市在宅障害者デイ・サービス施設「あゆみ」
イ 所在地	江南市後飛保町平野 75 番地 2
ウ 施設の規模	敷地面積 1,100.91 m ² 延床面積 323.44 m ²
エ 構 造	鉄筋コンクリート造 平屋建
オ 施設内容	玄関、社会適応訓練室、作業室、日常生活訓練室、休養室、事務室兼相談室、湯沸室、廊下、便所、浴室、駐車場

4 開館時間

- (1) 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) デイ・サービス事業は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

- (3) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前各項目の開館時間を変更することができる。

5 休館日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (4) 前各項目にかかわらず、障害者の団体等にあつては 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (5) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前各項目の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

6 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間

7 法令等の遵守

施設の管理及び運営にあつては、本仕様書のほか、次の各項目に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 2 号）
- (3) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）
- (4) 江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 27 号）
- (5) 江南市在宅障害者デイ・サービス施設の管理及び運営に関する規則（令和 2 年規則第 38 号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成

18 年厚生労働省令第 19 号)

- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (10) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
- (11) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）
- (12) 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）
- (13) 江南市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年規則第 11 号）
- (14) 江南市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）
- (15) 労働関係法令
- (16) その他関係法令

8 個人情報の適正管理

- (1) 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。
- (2) 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を、確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (4) 指定管理者は、前各項目に定めるもののほか、江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。
- (5) 指定管理者は、前各項目による事務を処理させるため、個人情報の保護に係る責任者を定めなければならない。

9 職員の配置等

- (1) 施設には、江南市と協議の上、職員を配置すること。
- (2) 職員の勤務形態は、施設の管理及び運営に支障がないように定めること。
- (3) 職員に対して、施設の管理及び運営に必要な研修を実施すること。

10 業務内容

- (1) 施設の利用許可等に関すること。

[在宅障害者]

- ① 利用しようとする者から、デイ・サービス施設利用許可申請書に健康診断書及び地域生活支援事業受給者証を添えて提出させる。
- ② 市長と協議のうえ、利用を許可したときは、デイ・サービス施設利用許可通知書を、不許可としたときは、デイ・サービス施設利用不許可通知書を交付する。

[障害者の団体等]

- ① 利用しようとする障害者の団体等から、デイ・サービス施設貸館利用許可申請書を利用しようとする日の3月前から前日までの間に提出させる。
 - ② 利用を許可したときは、デイ・サービス施設貸館利用許可通知書を、不許可としたときは、デイ・サービス施設貸館利用不許可通知書を交付する。
- (2) 利用の許可の取消しに関すること。

- ① 在宅障害者が利用の許可の取消しをする場合は、デイ・サービス施設利用許可取消届を、障害者の団体等が利用の許可の取消しをする場合は、デイ・サービス施設貸館利用許可取消届を提出させる。
- ② デイ・サービス施設利用許可取消届が提出された場合は、利用の許可を取消し、デイ・サービス施設利用取消通知書を、デイ・サービス施設貸館利用許可取消届が提出された場合は、利用の許可を取消し、デイ・サービス施設利用許可取消通知書を交付する。

(3) デイ・サービス事業に関すること。

① 機能訓練

- ・日常生活動作訓練

日常生活上の体の動作が合理的に運動できるように各自の状態に応じて行う。

- ・機能回復訓練

障害の状態、能力に応じ座位、立位、起立、歩行訓練またはそれに関わる訓練を行う。

- ・家事訓練

簡単な調理、衣服の補修、洗濯等を行う。

- ・音楽療法

音楽を通じて心の癒しや機能回復の促進を図る。

② 社会適応訓練

- ・パソコン

自己実現、意思の伝達の拡大を図る。

・ストレッチ

軽運動をとおして自己の運動能力の維持、助長を行い活動範囲の拡大を図る。

③ 創作的活動

各自の障害箇所、状態に応じた創作活動を行うことで、心身機能の維持、在宅生活の支援や介護者の負担の軽減を図る。

また、軽作業を系統的に行うことにより、自己能力の開発、助長を促す。

④ レクリエーション

障害者各自の能力に基づいたレクリエーション活動を行うことで、生活の向上を援助する。

⑤ 入浴

障害者へ入浴サービスの提供を行う。

⑥ 送迎

デイ・サービス利用者の送迎を行う。

⑦ 更生相談

日常の生活支援のために、障害者、介護者からの相談を行う。

⑧ 介護指導

障害者を持つ家族に介護技術の指導を行う。

⑨ 健康指導

障害者の健康管理を行う。

(4) 費用の徴収に関すること。

毎月 10 日までに前月の利用実績に応じて自己負担額を算定し、利用者に対して請求をする。

(5) 施設利用事業に関すること。

江南市内の障害者団体及びボランティア団体等の施設利用を調整及び管理する。

(6) 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。

① 施設維持管理用消耗品、事務用消耗品、清掃用消耗品の購入に関すること。

② 燃料費、光熱水費の支払いに関すること。

③ 通信運搬費の支払いに関すること。

④ 施設の定期清掃を行うこと。

⑤ 施設内の電気設備、空調設備、給排水設備等の日常巡視点検を行うこと。

(7) その他施設の管理及び運営に関して市長が必要と認める業務

11 管理経費等について

(1) 予算の執行

別に定める予算に基づいて、次のとおり執行すること。

- ① 人件費、管理費及び運営費は、当該年度の予算額以内で執行すること。
- ② 修繕費は、当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、1件300,000円を超える場合は、事前に江南市と協議し、原則として、江南市の予算で執行するものとする。なお、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。
- ③ 年間の運営は、予算科目の当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、江南市との協議により科目間の流用ができるものとする。
- ④ 予算の執行にあたって不用額が生じた場合は、精算するものとする。

(2) 会計報告及び事業報告

毎年度終了後30日以内に、会計報告及び事業報告を行うこと。

(3) 経理事務

指定管理者は、経理規程等を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 実地調査

江南市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を行うことができる。

12 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により江南市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 物品の管理等

- (1) 指定管理者が、指定管理料により物品を購入する場合は、その物品は江南市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、江南市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、貸与備品整理簿を備えなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に江南市の照合を受けなければならない。

14 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理及び運営に係る各種規程、要綱等を別に定める場合は、江南市と協議を行うこと。
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項については、江南市と協議を行うこと。
- (4) 指定管理者は、施設の利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を江南市に提出すること。
- (5) 指定期間開始後、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、指定管理者の報告や江南市の実施する調査によりモニタリングを行う。また、毎年度終了後、事業報告書の内容、実施調査の結果等を踏まえ、指定管理者から提出された自己評価の内容を確認し、総括的な評価を行う。
- (6) 事業評価の結果、指定管理者の業務が協定書、仕様書等に定められた内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合指定を取り消すことがある。

15 その他

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと。
- (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、江南市は指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合、江南市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力など江南市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ

支障なく施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

- (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

江南市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとする。

(参 考)

江南市在宅障害者デイ・サービス施設指定管理料支払額内訳表

令和6年度～令和8年度 指定管理料総額 129,310,000円

年 度	指 定 管 理 料	支 払 月
令和6年度	42,923,000円	4月 7月 10月 1月
令和7年度	43,095,000円	4月 7月 10月 1月
令和8年度	43,292,000円	4月 7月 10月 1月

令和5年議案第84号

江南市立保育所に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	江南市立布袋北保育園
指定管理者	名古屋市東区葵三丁目15番31号 株式会社 日本保育サービス
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市立保育所（布袋北保育園）に係る指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

(参 考)

江南市立布袋北保育園の管理及び運営に関する協定書（案）

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第6条の規定に基づき、江南市と指定管理者 株式会社 日本保育サービス（以下「指定管理者」という。）は、江南市立布袋北保育園（以下「保育園」という。）の管理及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江南市と指定管理者が相互に協力し、保育園を適正かつ円滑に管理及び運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理運営業務の実施方法）

第2条 指定管理者は、本協定及び関係条例並びに法令等のほか、布袋北保育園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に従って、保育園の設置目的を効果的に達成するよう誠実に管理運営業務を実施するものとする。

（財産の管理）

第3条 指定管理者は、管理運営業務の実施に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 指定管理者は、管理運営業務の実施に係る財産を目的以外に使用してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りではない。

3 指定管理者は、管理運営業務の実施に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りではない。

4 指定管理者は、天災その他事故により財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を江南市に報告しなければならない。

（指定期間等）

第4条 令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（年度協定）

第5条 本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定を締結する。

（管理運営業務の範囲）

第6条 管理運営業務の範囲は、江南市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第4号)第4条の2第2項に掲げる業務とする。

2 管理運営業務の細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(江南市が行う業務の範囲)

第7条 次の業務については、江南市が実施するものとする。

(1) 行政財産の目的外使用許可に関すること。

(2) 保育園の入園に関すること。

(3) 保育料及び特別保育に係る利用料等の決定及び徴収に関すること。

(4) 不服申立てに関すること。

(5) その他法令等により江南市が行うべき業務

(管理運営業務の範囲の変更)

第8条 江南市又は指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第6条で定めた管理運営業務の範囲の変更を求めることができる。

2 江南市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 管理運営業務の範囲の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議により決定するものとする。

(管理運営業務の再委託)

第9条 指定管理者は、管理運営業務の全部を第三者に行わせてはならない。

2 指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理運営業務の一部を第三者に行わせることができる。

(開業準備)

第10条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、管理運営業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な引継ぎ業務及び研修等を行わなければならない。

2 引継ぎ業務及び研修等に要する費用は、指定管理者が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第11条 指定管理者は、管理運営業務を実施するにあたり、重大な機器の故障その他事故等が発生したときは、適切な措置をするとともに、速やかに江南市に報告しなければならない。

(災害時の対応)

第12条 地震等の災害により、市民への救援対策が必要となった場合、保育園の使用については江南市の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第13条 指定管理者は、管理運営業務の実施により知り得た秘密を外部へ漏らし、又

は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とする。

(個人情報保護)

第14条 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。

5 指定管理者は、前各項の規定による業務を処理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

(第三者評価)

第15条 指定管理者は、毎年度、愛知県福祉サービス第三者評価を受け、江南市に評価結果を報告しなければならない。

(事業計画書)

第16条 指定管理者は、毎年度江南市が指定する期日までに次年度の実施に係る事業計画書を提出し、江南市の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の実施に係る事業計画書を変更しようとするときは、江南市の承認を得なければならない。

(事業報告書等)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、管理運営業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を江南市に提出しなければならない。

- (1) 保育園の管理及び運営の実施状況
- (2) 保育園の管理及び運営に係る経費の収支状況
- (3) その他江南市が必要と認める事項

2 指定管理者は、四半期終了後20日以内に、過去3か月間の業務内容を総括した前項第1号及び第2号の四半期総括書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、毎月5日までに、当該月初日の在籍園児数並びに延長保育利用者数及び保護者等からの意見、要望等の内容とそれらの対応策等を月毎にまとめ、江

南市に報告しなければならない。

4 指定管理者は、前項のほか次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、直ちに江南市に、その状況を報告しなければならない。

(1) 災害その他の事由により、業務の執行が困難になったとき。

(2) 保育園児に対し、重大な事故等が発生したとき。

(3) その他保育園の業務に支障をきたす事態が発生したとき。

5 指定管理者は、第24条に基づいて年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合には、その処分の日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(管理運営業務の調査等)

第18条 江南市は、必要があると認めるときは、指定管理者にいつでも管理運営業務又は経理の状況について報告を求め、現地調査又は必要な指示をすることができる。

(管理運営業務の改善勧告)

第19条 前条による確認の結果、指定管理者による管理運営業務が、江南市が示した業務仕様書等の条件を満たしていない場合は、江南市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(指定管理料の支払い)

第20条 江南市は、第4条に規定する期間の管理運営業務の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払うものとする。

2 江南市が指定管理者に対して支払う指定管理料については、別紙1の江南市立布袋北保育園指定管理料基本額を基に、年度毎の受入園児数等により、別途「年度協定書」により定めるものとする。

3 前項の指定管理料の各年度における支払額は、別紙1の江南市立布袋北保育園指定管理料基本額に掲げる額とする。ただし、別紙2の江南市立布袋北保育園指定管理料のうち修繕費の内訳に掲げる各年度の修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を年度協定書に定める第4四半期の支払額から控除して支払うものとする。

4 指定管理者は、会計年度の毎四半期終了後、第17条第2項の四半期総括書の提出に併せて、指定管理料の支払いに関する請求書を江南市に提出するものとする。

5 江南市は、前項の請求があったときは、30日以内に指定管理料を指定管理者に支払うものとする。

(損害賠償)

第21条 指定管理者は、故意又は過失により財産を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を江南市に賠償しなければならない。ただし、江南市が特別の事情があると認めたときは、江南市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第22条 管理運営業務の実施において、明らかに指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

2 江南市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力による費用負担)

第23条 不可抗力により管理運営業務の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、江南市と指定管理者が協議の上、決定する。

(指定の取消し等)

第24条 江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者がこの協定の条項に違反したとき。

(2) 江南市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく調査等を拒んだとき。

(3) その他指定管理者による管理及び運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定を取り消され、又は管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられたことによって、指定管理者に損害を生ずることがあっても、江南市は、その賠償の責めを負わない。なお、江南市に損害が生じた場合は、指定管理者はその賠償の責めを負うものとする。

3 指定管理者は、第1項の規定により指定を取り消され、又は管理運営業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関して既に指定管理料が支払われているときは、江南市の指定する期日までに、江南市が定める金額を返還しなければならない。

(指定管理者の引継ぎ)

第25条 指定管理者は、指定期間が満了する場合は、江南市の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理運営業務が円滑に継続するため必要な引継ぎを行わなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により指定期間が終了する場合においてもこれを準用する。ただし、江南市と指定管理者が合意した場合はこの限りではない。

(協力)

第26条 指定管理者は、江南市及び国、その他地方公共団体並びに公共的団体等の事業等に協力するものとする。

2 江南市は、指定管理者が実施する事業等に対し、必要があると認めるものについては協力するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第27条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合は、この限りではない。

(管理運営業務の範囲外の業務)

第28条 指定管理者は、保育園の設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、江南市に対して業務計画書を提出し、事前に江南市の承諾を受けなくてはならない。

3 江南市は、指定管理者が自主事業を実施するに当たって、実施条件等を定めることができるものとする。

(管轄裁判所)

第29条 この協定に関する訴訟は、江南市の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協定の変更)

第30条 管理運営業務に関し、特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第31条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、江南市と指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

江南市

市長 澤田和延

指定管理者

名古屋市東区葵三丁目15番31号

株式会社 日本保育サービス

代表取締役 坂井 徹

【 別紙 1 】

江南市立布袋北保育園指定管理料基本額

指定管理料基本額の総額 705,210,000円

令和6年度～令和10年度の内訳

令和6年度指定管理料基本額	139,990,000円
令和7年度指定管理料基本額	140,516,000円
令和8年度指定管理料基本額	141,042,000円
令和9年度指定管理料基本額	141,568,000円
令和10年度指定管理料基本額	142,094,000円

【 別紙 2 】

江南市立布袋北保育園指定管理料のうち修繕費の内訳

年 度	指定管理料のうち修繕費
令和6年度	1,000,000円
令和7年度	1,000,000円
令和8年度	1,000,000円
令和9年度	1,000,000円
令和10年度	1,000,000円

(参 考)

年 度 協 定 書 (案)

江南市と江南市立布袋北保育園（以下「保育園」という。）の指定管理者である株式会社 日本保育サービス（以下「指定管理者」という。）は、令和 年 月 日付けで締結した江南市立布袋北保育園の管理及び運営に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、令和 年度の保育園の管理及び運営に関し、次のとおり締結する。

(期間)

第1条 この年度協定書が効力を有する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(入園予定園児数)

第2条 令和 年度の定員は 人とする。

◆予定年齢別園児数

年 齢	0 歳	1・2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
園児数	人	人	人	人	人	人

※上記の園児数に3歳以上児の特別支援保育対象園児 人を含む。

(指定管理料の額及び支払い)

第3条 協定書第20条第2項に規定する令和 年度指定管理料は、_____円

(うち「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第5号の規定により非課税とする。) とする。

2 会計年度の毎四半期終了後、協定書第17条第2項の四半期総括書の提出に併せて、指定管理料の支払いに関する請求書を江南市に提出するものとする。

第1四半期 _____円

第2四半期 _____円

第3四半期 _____円

第4四半期 _____円

3 江南市は、前項の請求を受けたときは、30日以内に指定管理料を指定管理者に支払うものとする。

令和 年 月 日

江南市

市長 澤田和延

指定管理者

名古屋市東区葵三丁目15番31号

株式会社 日本保育サービス

代表取締役 坂井 徹

(参 考)

布袋北保育園指定管理者業務仕様書（案）

江南市立布袋北保育園（以下「布袋北保育園」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、布袋北保育園の指定管理者が行う管理及び運営に関する事項について定めることを目的とする。

2. 管理及び運営に関する基本的な考え方

保育園は保育の充実に努めることに加えて、地域の子育て家庭の育児についての不安や悩みに、専門的知識や経験を生かして支援していくことも大切な役割となっている。また、地域の人々に支えられた保育園として、地域住民や近隣の保育園等とも連携すべきであると考えます。

そこで、布袋北保育園を管理及び運営するに当たっては、次に掲げる方針に沿って行うものとする。

- (1) 保育園の設置基準に基づき、適正に管理及び運営を行うこと。
- (2) 保育内容については、他の市立保育園と同じ水準を維持し、さらに向上に努めること。
- (3) 市、保護者との連絡調整を密にし、定期的な話し合いの場を設けること。
- (4) 園児の最善の利益を考慮し、保育園の効用を最大限に発揮し、積極的に児童福祉の増進に努めること。
- (5) 家庭や地域との連携を図り、園児が健康的で、かつ、安全で情緒の安定した生活ができる環境で運営すること。
- (6) 常に善良な管理者の注意をもって管理及び運営に努めること。
- (7) 個人情報の保護に努めること。
- (8) 施設の管理及び運営に関係する法令等を守ること。

3. 施設の概要

- (1) 名 称 江南市立布袋北保育園
- (2) 所 在 地 江南市安良町八王子137番地
- (3) 設置目的 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、設置している。

- (4) 設立年月 昭和25年8月
- (5) 敷地面積 2,245.04㎡
- (6) 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建（昭和51年3月建築）
- (7) 延床面積 924.11㎡（1階592.53㎡、2階331.58㎡）
- (8) 施設内容
 - ① 主な施設状況 職員室（52.42㎡）、保育室（46.80㎡×5室）、乳児室（46.80㎡、40.86㎡、25.11㎡）、遊戯室（108.00㎡）、調理室（43.79㎡）、屋外遊戯室（1,005.37㎡）
 - ② その他 屋外遊具、水遊び場

4. 休園日

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで。
 ※市長が必要と認めるときは、休園日を変更することができる。

5. 開園時間

午前7時30分から午後8時まで

※上記の開園時間は、市長と協議のうえ変更することができる。

6. 施設の入園予定園児数

(1) 予定年齢別園児数

年 齢	0 歳	1・2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
園児数	6 人	3 6 人	3 2 人	3 2 人	3 4 人	1 4 0 人

（※上記の園児数に3歳以上児の特別支援保育対象園児12人を含む。）

なお、年度別予定園児数は、入園受付状況から判断して、受け入れ可能な園児数を、市、指定管理者双方で協議し定める。

- (2) 市は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）を満たすことを前提に、指定管理者に対し園児の入園を依頼することができるものとする。

7. 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

8. 法令等の遵守

保育園の管理及び運営にあたっては、本仕様書のほか、保育園に係る関係法令等を遵守しなければならない。特に次に掲げる法令等に留意する。なお、当該法令等のほか、保育園の運営に関する関係通達等も遵守する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）
- (3) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第3号）
- (4) 江南市立保育所設置条例（昭和39年条例第4号）
- (5) 江南市立保育所の管理及び運営に関する規則（昭和51年規則第7号）
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- (7) 江南市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第7号）
- (8) 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）
- (9) 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の徴収に関する規則（平成27年規則第9号）
- (10) 江南市手数料条例（昭和39年条例第9号）
- (11) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (12) 江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）
- (13) 江南市情報公開条例施行規則（平成15年規則第3号）
- (14) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (15) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (16) 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）
- (17) 労働関連法令
- (18) その他関係法令

指定期間中に前各項目に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

9. 指定管理者が行う主な業務内容

業務の範囲は次のとおりとする。なお、業務の執行は指定管理者が自ら行う。ただし、部分的な業務で、かつ、特殊な業務については、市の承認を得て専門の事業者へ委託することができるものとする。

- (1) 保育園の運営に関すること。(市長の権限に属する事務を除く。)
- (2) 保育園の施設、設備及び物品の維持管理(軽微な修繕工事を含む。)に関すること。
- (3) 保育園の施設の環境整備に関すること。

10. 職員配置

- (1) 保育園に次の職員を配置すること。
 - ① 園長
 - ② 園長代理
 - ③ 保育士(0歳児担当は看護師可)
 - ④ 調理員
 - ⑤ 嘱託医(内科・歯科)
- (2) (1)の①から④の職員の配置については、常勤職員を配置すること。また、必要に応じてその他の職員を配置することができる。
- (3) (1)の規定による職員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。
- (4) (1)及び(2)の規定による職員の氏名、経験年数等必要な事項について、あらかじめ市に届け出るものとし、変更があった場合においてはその都度届出を行うものとする。
- (5) 嘱託医は、市が選任するものとし、園児の健康診査及び健康管理に関する相談を行う。
- (6) 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を守り、保育園の運営に支障がないようにする。

11. 園長等の資格及び職務

- (1) 園長は専任とし、保育士資格を有し実務経験15年以上の者を充てる。園長は、保育園の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 園長代理は保育士資格を有し、実務経験10年以上の者を充てる。園長代理は、園長を補佐し、園長に事故等が生じたときはその職務を代理する。
- (3) 保育士は保育士資格を有し、園児の保育に当たり、市が定めた配置基準に基づき配置する。なお、クラス担当保育士の3分の2以上は、3年以上の保育経験を有する者を充てる。また、特別支援保育を担当する保育士は、園児4人に対し保育士1人を配置する。
- (4) 調理員は、給食及びおやつ調理業務に従事する。また、厚生労働省通知の大

量調理施設衛生管理マニュアルを遵守し、衛生管理に努める。

(5) 看護師を配置する場合は、看護師資格(准看護師可)を有し、0歳児を担当するとともに保育士との協力のもとに園児の健康観察及び医師との連絡その他保健活動をする。

(6) その他の職員は、園長の指示を受け保育園業務に従事する。

1 2. 指定管理者が行う主な業務

(1) 保育園の運営に関する業務

① 通常の保育

保育を実施するにあたっては、厚生労働省告示の保育所保育指針等に基づき保護者との連携を密にし、全体的な保育計画及び個別の指導計画のもと園児を保育する。また、園児が一日の生活の大半を保育園で過ごすことから、「安全の確保」、「健康の保持」及び「衛生の保持」などについては、細心の注意を払う。

ア 保育時間

保育標準時間 午前8時～午後7時

保育短時間 午前8時～午後4時

イ 乳幼児保育については、0歳児、1歳児、2歳児を実施する。なお、乳児保育は生後7か月目から実施する。

ウ 指定管理期間中において法令の改正又は関係通知があった場合においては、方針及び時期について、市と協議し対応するものとする。

エ 保育の実施のほか、子育て支援施策等市が実施する事業に協力しなければならない。

オ 保育園における保育活動の一環として行う諸行事については、既存の行事の継続性と保育サービス向上のための特色ある行事への取り組みに配慮しつつ企画し、行事計画をあらかじめ市に届け出なければならない。

② 延長保育

ア 延長保育の実施時間は、開園時間のうち保育時間を超えた時間とする。ただし、市と協議の上、変更することができる。

イ 延長保育手数料は、江南市手数料条例に基づき市が徴収する。

ウ 定員は、特に設けない。

エ 担当職員は、2人以上を配置し1人は常勤職員を配置する。

③ 特別支援保育

特別支援保育に理解を持ち、健常児と集団保育が可能な障害児に対して障害の種類、程度に応じた適切な保育を実施する。また、市の受け入れ要請にも積極的に協力する。

④ 市の実施事業の継続

ア 現在保育園で実施している行事及び健康診査等を継続する。

イ 市立保育園が全園で行っている園庭開放事業、子育て相談、地域活動事業等を継続する。

ウ 子どもの生活や発達連続性を踏まえ、保育内容を工夫するとともに就学に向けて、小学校との積極的な連携を図る。

⑤ その他

ア 毎年度指定する期日までに、事業計画書及び事業報告書、その他市が必要とする書類を作成し提出する。

イ 関係機関との連絡調整を行う。

(2) 施設の管理に関する業務

① 施設の維持管理

ア 施設の適正な運営のため、定期的に点検及び保守管理を行う。

イ 遊具等施設については、その安全性を常に確保するため、安全点検を定期的に実施する。

ウ 保育園の施設の一部又は全部が滅失若しくは損傷した場合は、速やかに市に報告する。

② 施設等の修繕

施設等の修繕で1件 100,000円を超えるものについては、市と協議の上、市が行うものとする。

③ 環境への配慮

ア 環境に配慮した物品の購入を推進し、また、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図る。

イ 電気・ガス・ガソリン・白灯油等のエネルギー使用量の削減に向けた取り組みを推進する。

ウ 廃棄物の処理は、「江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物として処理する。

(3) その他の業務

① 緊急時の対策及び防犯、防災対策については、市の対策マニュアルとの整合

性を図り作成する。また、職員に指導及び訓練を行う。

- ② 防火管理者は、消防計画を作成し市及び消防本部に提出するとともに、防火訓練を月1回以上実施する。
- ③ 虐待を受けた疑いのある園児を発見した場合は、関係機関に速やかに通告する。
- ④ 園児の登降園時における安全管理に努める。
- ⑤ 近隣住民に保育についての理解を得るとともに、協力関係を構築するなど、円滑な保育園運営に努めること。
- ⑥ その他保育園の管理運営上、市長が必要と認める業務を行う。

1 3. 管理及び運営に係る主な実施区分

- (1) 市は、必要に応じて、指定管理者の労務管理、施設管理、物品、各種帳簿等に関して調査を行う。
- (2) 保育施設の利用にあたって、利用目的以外に使用しようとする時は、市と協議する。
- (3) 市との連絡にあたって必要なパソコン、インターネットへの接続環境は、指定管理者の負担により整備する。
- (4) 緊急情報等メール配信システムの利用料金については、指定管理者の負担とする。
- (5) 嘱託医の経費、通信運搬費、燃料費及び光熱水費については、指定管理者の負担とする。
- (6) 建物総合損害共済保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付保険及び全国市長会学校災害賠償補償保険については、市が加入する。
- (7) 指定管理者は、業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保するための適切な保険に加入する。
- (8) 防火管理者等の選任については、指定管理者が行うこと。
- (9) 職員の駐車場については、指定管理者が確保する。

1 4. 物品の管理等

- (1) 指定管理者が、指定管理料により物品を購入する場合は、その物品は市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者が行った修繕により結果として物品を取得することになる場合は、その物品は、市の所有に属するものとする。
- (3) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもつ

て管理に努める。また、物品のうち備品については、貸与備品整理簿を備え、取得及び廃棄については、随時市と協議し報告書を提出する。

(4) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に市の照合を受けなければならない。なお、破損、不都合等が発生したときは速やかに市に報告をする。

(5) 指定管理者は、故意又は過失により物品等を破損滅失したときは、市に対しこれを弁償する。

(6) 自己の費用で購入した物品を保育園に持ち込む場合においては、あらかじめ市の承諾を得ること。

(7) 貸与備品は、別途提示する。

1 5. 給食とおやつを提供

(1) 給食は、保育園で調理する直営方式とし、全て当日調理・飲食とする。なお、乳幼児食についても、園児の発達状況、摂取状況に対応して行う。

(2) アレルギー対応食については、保護者と協議し、園児の状況に応じた給食の提供に努める。

(3) 食材については、基本的に地産食材を使用し、不必要な食品添加物、着色料を使用した食品は使用しない。また地元の業者より購入するように努めるとともに、納入業者等購入元を明らかなる。

(4) 献立及び食材について、事前に市及び保護者に情報提供する。

(5) 給食調理従事者は、月2回（O-157、赤痢、サルモネラの細菌検査）検便を実施する。

1 6. 園児の健康管理

(1) 嘱託医による内科及び歯科の健康診査を年2回実施すること。

(2) 尿検査を年2回実施する。

(3) 毎月園児の身体計測を実施し、発達状況を記録し保管する。

(4) SIDS（乳幼児突然死症候群）に対する知識を深め、その予防に努める。

(5) 園児の健康状態について、必要に応じ嘱託医及びかかりつけの医師に相談の上、適切に対応する。

(6) 保育園内での服薬については、保護者からの「連絡票」に基づいて行う。なお、薬品の管理は、保育士又は看護師が適切に行う。

1 7. 災害・事故対策

(1) 指定管理者の責任に起因する災害及び事故については、指定管理者が責任を負

うものである。

- (2) 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、職員に指導及び訓練をする。
- (3) 緊急情報等メール配信システムを活用し保護者へ連絡する。

18. 事故等の報告

次に掲げる事項が生じたときは、直ちにその状況を市に報告し、必要な対応を行うものとする。

- (1) 園児の保育園敷地内における事故及び敷地外における保育中又は通園中における事故があったとき。
- (2) 災害又は事故により、施設及び設備を損傷したとき。

19. 職員の採用及び配置

職員の採用及び配置に当たっては、労働関係法令を遵守し、保育園の運営に支障がないようにする。

20. 職員研修等

- (1) 市が実施する研修には、積極的に参加するとともに、指定管理者独自での研修等を実施し職員の資質の向上に努めること。
- (2) 市が開催する園長会議及び園長代理会議等に参加する。

21. 職員の健康管理

- (1) 全職員を対象とした健康診査を年1回行うこと。
- (2) 全職員を対象とした細菌検査を月1回行うこと。
- (3) (2)の規定にかかわらず、調理員においては、細菌検査を月2回行うこと。

22. 保護者への情報提供等

- (1) 保護者との情報交換については、面会、連絡ノート、電話等により直接的に行うよう努め、個々の子育て相談等についても積極的に対応する。
- (2) 園だよりを毎月発行し、保護者への情報提供に努める。
- (3) その他、児童福祉法第48条の3の趣旨を踏まえ、地域住民への情報提供に努めなければならない。

23. 苦情処理

- (1) 園長を苦情解決責任者、園長が指定する職員を苦情受付担当者とし、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え、その概要を常に掲示する。
- (2) 市が委嘱した第三者委員に、利用者が相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 苦情について対応した場合は、苦情の種別及び対応の種別に集計し、定期的に

市に報告するものとする。

2 4. 指定管理者と市の責任分担

本表に定めのない場合又は疑義がある場合は双方の協議の上決定する。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		江南市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
協定の不履行	市の都合によるもの	○	
	指定管理者の都合によるもの		○
第三者への損害賠償	市の責任と認められるもの	○	
	指定管理者の管理運営によるもの		○

2 5. 業務を実施するに当たっての注意事項

次に掲げる項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行う。
- (2) 保育に必要があるとして、物品の持参や費用に関し、公立保育園の基準を超える新たな負担を保護者に求めてはならない。また、理由の如何を問わず保護者に寄付を求めてはならない。
- (3) 保護者に対し送迎用車両が、交通規制、地域住人に影響を与えないよう指導する。
- (4) 在籍園児に関する書類、日誌、その他管理運営業務に関する書類を整備し、法令及び江南市文書取扱規程の定めにより保存しなければならない。
- (5) 業務を処理するために市から貸与、又は指定管理者が収集し作成した管理文書は、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消されたときは、直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。

2 6. その他

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく布袋北保育園の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。
- (2) 業務の継続が困難となった場合の措置
 - ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市長は指定を取り消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停

止をすることができるものとする。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

② 当事者の責めに帰することのできない事由による場合

不可抗力等による市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合に事業の継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市長と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

令和5年議案第85号

江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	指定管理者
江南市立学習等供用施設鹿子島会館	鹿子島区
江南市立学習等供用施設前飛保会館	前飛保区
江南市立学習等供用施設飛高会館	飛高区
江南市立学習等供用施設村久野会館	村久野区
江南市立学習等供用施設小脇会館	小脇区
江南市立学習等供用施設草井会館	草井区
江南市立学習等供用施設神明会館	神明区

指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

(参 考)

協 定 書 (案)

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 2 号。以下「指定管理者の指定手続等に関する条例」という。）第 6 条の規定に基づき、江南市と指定管理者〇〇区（以下「指定管理者」という。）は、江南市立学習等供用施設〇〇会館（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第 1 条 江南市は、江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年条例第 27 号。以下「施設の設置及び管理に関する条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙「仕様書」に掲げる施設の管理及び運営に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定期間)

第 2 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(管理の基準)

第 3 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、施設を最大限活用し、施設を利用する者（以下「利用者」という。）が平等に利用できるよう努めなければならない。

2 施設の開館時間及び休館日は、施設の設置及び管理に関する条例等で定めるもののほか、別紙「仕様書」に定めるものとする。

(業務の範囲)

第 4 条 業務の範囲は、施設の設置及び管理に関する条例等で定めるもののほか、別紙「仕様書」に定めるものとする。

(遵守事項)

第 5 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、善良なる管理者として注意をもって業務を処理し、利用者に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

(指定管理料)

第 6 条 第 2 条に規定する期間の指定管理料は、無料とする。

(事業報告)

第 7 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を江南市に報告しなければならない。

- (1) 管理及び運営の実施状況及び利用状況
- (2) 管理及び運営に係る経費の収支状況
- (3) その他、江南市が必要とする事項

(事業状況の調査等)

第 8 条 江南市は、指定管理者の行う管理及び運営の適正を期するため必要と認める場合は、その状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理及び運営の再委託)

第 9 条 指定管理者は、管理及び運営の全部を第三者に行わせてはならない。

2 指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理及び運営の一部を第三者に行わせることができる。

(施設の管理運営費)

第 10 条 施設の管理及び運営に要する経費は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、火災保険料は、江南市の負担とする。

(施設の修繕及び工事)

第 11 条 江南市の施設及び設備において、経年劣化により修繕又は工事が必要になった場合の費用については、すべて指定管理者の負担とする。

(原形変更)

第 12 条 指定管理者は、江南市の施設の原形を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りでない。

(事故報告)

第 13 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたり、施設又は設備の破損その他事故が発生したときは、ただちにその状況を江南市に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 指定管理者は、施設の管理及び運営に関して指定管理者の責に帰すべき理由により、江南市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

らない。ただし、江南市が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。また、江南市が第三者に賠償した場合は、江南市は指定管理者に対してその賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(個人情報取扱い等)

第 15 条 指定管理者は、江南市の定める指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(災害時の対応)

第 16 条 地震等の災害により市民への救援対策が必要となった場合、施設の使用については江南市の指示に従わなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 17 条 指定管理者は、この協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第 18 条 江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が、この協定の条項に違反したとき。

(2) 第 8 条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理及び運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、指定管理者に損害が生ずることがあっても、江南市はその責めを負わない。

(雑則)

第 19 条 この協定書に定めのない事項及び特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

江南市

市 長 澤田 和延

江南市〇〇町〇〇 〇番地

〇〇区

代表者

(参 考)

江南市立学習等供用施設〇〇会館指定管理者の仕様書（案）

江南市立学習等供用施設〇〇会館（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の管理及び運営に関する基本的な考え方

施設を管理及び運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 施設が、市民の学習、保育、休養、集会等の用に供するという設置理念に基づき、管理及び運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理及び運営を行うこと。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理及び運営に努めること。
- (5) 個人情報保護に努めること。

3 施設の概要

ア 名称	江南市立学習等供用施設〇〇会館
イ 所在地	江南市〇〇町〇〇 〇番地
ウ 施設の規模	敷地面積 〇〇㎡ 床面積 〇〇㎡
エ 構造	鉄筋コンクリート造
オ 施設内容	1階 〇〇 2階 〇〇

4 開館時間

- (1) 午前9時から午後9時30分までとする。ただし、個人による施設利用のときは午後5時までとする。
- (2) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することがで

きる。

5 休館日

全日開館を原則とするが、指定管理者は、特に必要と認めるときは、臨時に休館をすることができる。

この場合は、できる限り事前に予告するよう努めること。

6 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間

7 法令等の遵守

施設の管理及び運営にあたっては、本仕様書その他、次の各項目に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）
- (3) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第3号）
- (4) 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第27号）
- (5) 江南市立学習等供用施設の管理及び運営に関する規則（昭和52年規則第2号）
- (6) 業務を遂行する上で、関連する法律等がある場合は、それらを遵守しなければならない。

8 個人情報の適正管理

- (1) 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。
- (2) 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を、確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (4) 指定管理者は、前各項目に定めるもののほか、江南市公の施設に係る指定管理

者の指定手続等に関する条例第 12 条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。

- (5) 指定管理者は、前各項目による事務を処理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

9 業務内容

- (1) 施設の利用許可に関すること。

- ① 利用の申込みは、利用しようとする者が指定管理者に直接行い、利用の許可は原則として申込受付順とすること。
- ② 集会その他の目的のため施設を利用しようとする者から、学習等供用施設利用（利用変更）許可申請書（以下「申請書」という。）を、利用しようとする日の3月前から前日までの間（以下「申請期間」という。）に提出させる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、申請期間を変更することができる。
また、利用の許可をしたときは、学習等供用施設利用許可書（以下「許可書」という。）を利用者へ交付する。
- ③ 利用の許可を受けた者が、許可された事項を変更するときは、あらかじめ申請書を提出させる。また、利用の取消しをしようとするときは、速やかに学習等供用施設利用取消届に許可書を添えて提出させる。
- ④ 個人が施設を一般に利用しようとするときは、学習等供用施設利用者名簿に必要な事項を記載させることにより利用の許可を申請し、かつ許可されたものとみなす。

- (2) 施設の管理及び運営に関すること。

- ① 利用者に次のことを周知すること。
 - ・ 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - ・ 他人に迷惑又は危険となる行為をしないこと。
 - ・ 施設又は備品等を損傷し、又は滅失しないこと。損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならないこと。
 - ・ 物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
 - ・ 広告物の掲示その他これに類する行為をしないこと。
 - ・ その他、管理上必要な指示に従うこと。
- ② 利用者による利用後の施錠、清掃、火の後始末の確認を徹底するとともに

施設を適宜点検すること。

10 事業報告等

毎年度終了後 30 日以内に、施設利用状況報告書、収入支出報告書、次年度の収入支出予算書を提出すること。

11 実地調査

江南市は、必要に応じて、施設、設備の実地調査ができる。

12 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により江南市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理及び運営に係る各種規程、要綱等を別に定める場合は、江南市と協議を行うこと。
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項については、江南市と協議を行うこと。

14 協力費

施設の管理及び運営に要する経費に充てるため、利用者から協力費（光熱水費実費相当額）を徴収することができるものとする。この場合、利用者に十分理解を得るものとする。

15 その他

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、江南市と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

令和5年議案第86号

江南市新学校給食センター整備等事業 事業契約の締結について

令和5年8月18日一般競争入札に付した江南市新学校給食センター整備等事業について、下記のとおり契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 江南市新学校給食センター整備等事業 |
| 2 契約の方法 | 総合評価落札方式による一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 11,004,907,349円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市古知野町牧森107番地
株式会社江南スクールランチ
代表取締役 福島 弘也 |

提案理由

この案を提出するのは、江南市新学校給食センター整備等事業の実施のため、必要があるからであります。

(参 考)

江南市新学校給食センター整備等事業 事業契約書

- 1 事業名 江南市新学校給食センター整備等事業
- 2 事業場所 江南市小杣町鴨ヶ池 109 番地
- 3 契約期間 自 事業契約締結日 至 令和 22 年 8 月 31 日
- 4 契約金額 金 11,004,907,349 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 971,633,654 円)
(ただし江南市新学校給食センター整備等事業契約約款(以下「約款」という。)の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。)
- 5 契約保証金 約款第 7 条のとおり

上記の江南市新学校給食センター整備等事業(以下「本事業」という。)について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記約款によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、ここで言う受注者は、入札説明書等に記載する SPC を指す。

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の規定により江南市議会の議決を経るまでは仮契約として取扱いその効力がないものとし、江南市議会の議決を得てはじめて効力を生じるものとする。

なお、江南市議会の議決を得られなかった場合は、仮契約は将来にわたってその効力を生じないものとし、この契約が無効になった場合においても発注者は損害賠償の責を負わない。

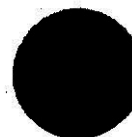
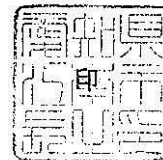
また、この契約の締結及びその履行に際し、発注者は、本事業が PFI 法に基づき民間事業者によって実施されることを、受注者は、本事業が公共サービスを提供するために行う事業であり、かつ、公共施設の整備事業として高い公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 11 月 27 日

発注者： 江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長 澤田 和延

受注者： 江南市古知野町牧森 107 番地
株式会社江南スクールランチ
代表取締役 福島 弘也



令和5年議案第87号

令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度江南市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,770,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の廃止は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 既定の繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,314,766	千円 65,207	千円 4,379,973
	1 国庫負担金	3,256,534	64,390	3,320,924
	2 国庫補助金	409,367	151	409,518
	3 委託金	20,981	21	21,002
	4 国庫交付金	627,884	645	628,529
16 県支出金		2,361,915	67,427	2,429,342
	1 県負担金	1,386,270	32,259	1,418,529
	2 県補助金	772,573	35,168	807,741
18 寄附金		26,104	712	26,816
	1 寄附金	26,104	712	26,816
19 繰入金		2,787,047	56,933	2,843,980
	1 基金繰入金	2,787,047	56,933	2,843,980
21 諸収入		984,808	151	984,959
	5 雑収入	740,594	151	740,745
歳入合計		33,580,120	190,430	33,770,550

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 270,373	千円 △21,235	千円 249,138
	1 議 会 費	270,373	△21,235	249,138
2 総 務 費		3,812,691	2,092	3,814,783
	1 総 務 管 理 費	2,916,238	19,713	2,935,951
	2 徴 税 費	591,251	△16,885	574,366
	3 戸籍住民基本台帳費	185,165	△763	184,402
	6 監 査 委 員 費	21,625	27	21,652
3 民 生 費		15,633,028	215,237	15,848,265
	1 社 会 福 祉 費	7,770,699	158,569	7,929,268
	2 児 童 福 祉 費	5,934,383	56,824	5,991,207
	3 生 活 保 護 費	1,914,071	△156	1,913,915
4 衛 生 費		3,653,811	7,837	3,661,648
	1 保 健 衛 生 費	1,540,087	32,196	1,572,283
	2 清 掃 費	1,956,279	△24,359	1,931,920
5 労 働 費		130,732	△11	130,721
	1 労 働 費	130,732	△11	130,721
6 農 林 水 産 業 費		224,477	△6,374	218,103
	1 農 業 費	224,466	△6,374	218,092
7 商 工 費		751,290	△6,240	745,050
	1 商 工 費	751,290	△6,240	745,050
8 土 木 費		2,369,199	△38,310	2,330,889
	1 土 木 管 理 費	187,387	△15,413	171,974
	2 道 路 橋 り よ う 費	640,724	△295	640,429
	3 河 川 費	150,471	3,026	153,497
	4 都 市 計 画 費	775,374	△18,745	756,629
	6 下 水 道 費	601,695	△6,883	594,812
9 消 防 費		1,257,396	△16,881	1,240,515
	1 消 防 費	1,257,396	△16,881	1,240,515
10 教 育 費		2,851,811	54,315	2,906,126
	1 教 育 総 務 費	414,361	△7,219	407,142
	2 小 学 校 費	553,212	△130	553,082
	3 中 学 校 費	348,109	△48	348,061
	4 社 会 教 育 費	486,077	8,211	494,288
	5 保 健 体 育 費	1,050,052	53,501	1,103,553
歳 出 合 計		33,580,120	190,430	33,770,550

第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童 福祉費	第3期子ども・ 子育て支援事業 計画策定事業	6,974	令和5年度	3,564	-	-	-
				令和6年度	3,410		-	-

第3表 繰越明許費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	防災行政無線改修事業	7,920

第4表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事 項	期 間	限 度 額
心身障害者小規模 授産施設指定管理料	令和5年度～令和8年度	84,362
在宅障害者デイサービス施設 「あゆみ」指定管理料	令和5年度～令和8年度	129,310
第3期子ども・子育て支援事業 計画策定委託料	令和5年度～令和6年度	4,455
布袋北保育園指定管理料	令和5年度～令和10年度	705,210
旧図書館解体事業	令和5年度～令和6年度	104,522

[単位：千円]

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食センター整備等事業	令和5年度～ 令和22年度	11,056,015 千円に金利変動、物価変動 に伴う増減額 を加算した額	令和5年度～ 令和22年度	11,004,908 千円に金利変動、物価変動 に伴う増減額 を加算した額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	4,314,766	65,207	4,379,973
16 県支出金	2,361,915	67,427	2,429,342
18 寄附金	26,104	712	26,816
19 繰入金	2,787,047	56,933	2,843,980
21 諸収入	984,808	151	984,959
歳入合計	33,580,120	190,430	33,770,550

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	270,373	△21,235	249,138
2 総務費	3,812,691	2,092	3,814,783
3 民生費	15,633,028	215,237	15,848,265
4 衛生費	3,653,811	7,837	3,661,648
5 労働費	130,732	△11	130,721
6 農林水産業費	224,477	△6,374	218,103
7 商工費	751,290	△6,240	745,050
8 土木費	2,369,199	△38,310	2,330,889
9 消防費	1,257,396	△16,881	1,240,515
10 教育費	2,851,811	54,315	2,906,126
歳出合計	33,580,120	190,430	33,770,550

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 △21,235
		316	1,776
132,680		303	82,254
△46		244	7,639
			△11
			△6,374
			△6,240
			△38,310
			△16,881
			54,315
132,634		863	56,933

2 歳 入

15款 国庫支出金

16款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	4,314,766	65,207	4,379,973
	1 国庫負担金	3,256,534	64,390	3,320,924
	1 民生費国庫負担金	3,252,789	64,390	3,317,179
	2 国庫補助金	409,367	151	409,518
	2 民生費国庫補助金	220,330	151	220,481
	3 委託金	20,981	21	21,002
	2 民生費委託金	19,359	21	19,380
	4 国庫交付金	627,884	645	628,529
	1 民生費交付金	531,522	679	532,201
	2 衛生費交付金	27,750	△34	27,716
16	県支出金	2,361,915	67,427	2,429,342
	1 県負担金	1,386,270	32,259	1,418,529
	1 民生費県負担金	1,384,877	32,259	1,417,136
	2 県補助金	772,573	35,168	807,741

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 負担金	64,518	[福祉課] 障害者自立支援給付費負担金 障害者自立支援医療給付費負担金	60,963 3,555
3 生活保護費 負担金	△128	[福祉課] 被保護者就労支援事業費負担金 生活困窮者自立相談支援事業費負担金	△140 12
1 社会福祉費 補助金	335	[福祉課] 地域生活支援事業費補助金	
2 児童福祉費 補助金	△184	[こども政策課] 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金給付事務費補助金	△117 △67
1 社会福祉費 委託金	21	[保険年金課] 国民年金等事務費委託金	
1 児童福祉費 交付金	679	[こども政策課] 次世代育成支援対策施設整備交付金	
1 保健衛生費 交付金	△34	[健康づくり課] 子ども・子育て支援交付金 出産・子育て応援交付金	△21 △13
1 社会福祉費 負担金	32,259	[福祉課] 障害者自立支援給付費負担金 障害者自立支援医療給付費負担金	30,482 1,777

歳 入

16款 県支出金
21款 諸収入

18款 寄附金

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	2	民生費県補助金	668,784	35,180	703,964
	3	衛生費県補助金	20,853	△12	20,841
18		寄附金	26,104	712	26,816
	1	寄附金	26,104	712	26,816
	1	総務費寄附金	24,394	165	24,559
	3	衛生費寄附金		244	244
	4	民生費寄附金		303	303
19		繰入金	2,787,047	56,933	2,843,980
	1	基金繰入金	2,787,047	56,933	2,843,980
	1	基金繰入金	2,787,047	56,933	2,843,980
21		諸収入	984,808	151	984,959
	5	雑入	740,594	151	740,745
	2	雑入	703,234	151	703,385
		計	33,580,120	190,430	33,770,550

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 補助金	12,247	[福祉課] 地域生活支援事業費補助金 [保険年金課] 後期高齢者福祉医療費補助金 後期高齢者福祉医療事務費補助金 障害者医療費補助金 障害者医療事務費補助金 精神障害者医療費補助金 精神障害者医療事務費補助金	168 1,794 19 7,336 20 2,888 22
2 児童福祉費 補助金	22,933	[保険年金課] 母子・父子家庭医療費補助金 母子・父子家庭医療事務費補助金 子ども医療費補助金 子ども医療事務費補助金	2,057 34 20,680 162
1 保健衛生費 補助金	△12	[健康づくり課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金 出産・子育て応援事業費補助金	△6 △6
1 総務管理費 寄附金	165	[健康づくり課] 寄附金	
2 保健衛生費 寄附金	244	[健康づくり課] 寄附金	
1 児童福祉費 寄附金	303	[保育課] 寄附金	
1 基 入 金 繰 入 金	56,933	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
11 雑 入	151	[総務課] 交通事故損害賠償金 自動車損害共済災害共済金	91 60

3 歳 出

1 款 議会費
1 項 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 議会費	270,373	△21,235	249,138				△21,235	1報 酬 △10,268	△10,268
								2給 料 △489	△489
								3職 員 手 当 等 △8,761	△8,761
								4共 済 費 △1,717	△1,717
計	270,373	△21,235	249,138				△21,235		

1-1-1 議会費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等]	
	2 給料	△491
	一般職給	△489
	3 職員手当等	28
	扶養手当	△38
	地域手当	△32
	住居手当	△28
	通勤手当	△36
	時間外勤務手当	149
	期末手当	154
	勤勉手当	△56
	児童手当	△85
	4 共済費	△30
	職員共済組合負担金	
	[渉外・議員活動事業]	△20,744
	・ 渉外事業	236
	1 報酬	183
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	39
	期末手当	
	4 共済費	14
	社会保険料等	
	・ 議員活動事業	△20,980
	1 報酬	△10,451
	議長	△308
	副議長	△766
	議員	△9,377
	3 職員手当等	△8,828
	議員期末手当	
	4 共済費	△1,701
	議員共済会給付費負担金	

歳 出
 2 款 総務費
 1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 方 創 生 推 進 費	193,714	△2,303	191,411				△2,303	1報 酬	25
								2給 料	△1,020
								3職 員 手 当 等	△847
								4共 済 費	△461
2 秘 書 政 策 費	527,280	23,035	550,315				23,035	2給 料	△9,670
								3職 員 手 当 等	41,234
								4共 済 費	△8,529

2-1-1 地方創生推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △2,306 2 給料 △1,020 一般職給 3 職員手当等 △847 扶養手当 22 地域手当 △60 住居手当 △336 通勤手当 △148 時間外勤務手当 23 期末手当 △224 勤勉手当 △174 児童手当 50 4 共済費 △439 職員共済組合負担金	
	〔シティプロモーション事業〕 3 ・ホームページ運営事業 1 報酬 25 会計年度任用職員 4 共済費 △22 社会保険料等	
	〔人件費等〕 23,194 2 給料 △9,670 副市長給 △2,448 一般職給 △7,222 3 職員手当等 41,234 管理職手当 595 扶養手当 101 地域手当 △392 住居手当 △136 通勤手当 △15 時間外勤務手当 △555 期末手当 △3,001 勤勉手当 △833 退職手当 45,466 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 △8,370 職員共済組合負担金 △1,852 地方公務員災害補償基金負担金 44 社会保険料等 △6,300 労働保険料 △262	
	〔人事管理事業〕 △163 ・会計年度任用職員活用事業 4 共済費 社会保険料等	
	〔共済事務受託事業〕 4 4 共済費 社会保険料等	

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 市民生活費	43,205	△171	43,034				△171	4 共済費	△171
5 行政改革推進費	372,785	△4,479	368,306				△4,479	2 給料	△1,973
								3 職員手当等	△1,971
								4 共済費	△535
6 財政費	1,084,715	△5,348	1,079,367				△5,348	2 給料	△2,448
								3 職員手当等	△2,186
								4 共済費	△714
7 行政事務費	321,801	446	322,247			151	295	1 報酬	50
								2 給料	△991
								3 職員手当等	△508
								4 共済費	727
								10 需用費	1,168

2-1-3 市民生活費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔市民相談事業〕 ・市民相談員事業 4 共済費 社会保険料等	△171
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△4,479 △1,973 △1,971 △94 △243 △139 △38 46 △575 △888 △40 △535
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△5,348 △2,448 △2,186 596 △498 △141 △48 △600 △471 △528 △500 4 △714
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△772 △991 △508 153 489 △21 △425 △137 △292 △525 250 727

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
8 布袋駅東 複合公共 施設費	97,755	1,132	98,887			165	967	10需用費	787
								17備品 購入費	345
9 防災 安全費	203,636	8,222	211,858				8,222	1報酬	38
								2給料	△1,128
								3職員 手当等	△665
								4共済費	△589
								12委託料	7,920
								14工事 請負費	2,196
								18負担金、 補助及び 交付金	450

2-1-7 行政事務費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[入札・契約・物品購入・検収事業]	25		
1 報酬			
会計年度任用職員			
[庁舎等維持運営事業]	1,042		
・庁舎等維持運営事業			
1 報酬	25	施設	
会計年度任用職員		補正後3,350,000円－補正前2,333,000円	
10 需用費	1,017		
修繕料			
施設			
[公用車管理事業]	151		
・公用車運行管理事業			
10 需用費			
修繕料			
自動車			
		〈特定財源〉	
		そ 91千円 交通事故損害賠償金	
		そ 60千円 自動車損害共済災害共済金	
		補正後2,416,000円－補正前2,265,000円	
[布袋駅東複合公共施設維持運営事業]	1,132		
・布袋駅東複合公共施設維持事業			
10 需用費	787	〈特定財源〉	
修繕料		そ 165千円 寄附金	
器具			
17 備品購入費	345	器具	
ピアノ用防音装置	116	補正後937,000円－補正前150,000円	
看板	43		
車椅子	54		
ビジネスフォン	132		
[人件費等]	△2,158		
2 給料	△1,128		
一般職給			
3 職員手当等	△665		
管理職手当	595		
扶養手当	△318		
地域手当	△51		
住居手当	3		
通勤手当	△256		
時間外勤務手当	86		
期末手当	△107		
勤勉手当	△321		
児童手当	△300		
管理職員特別勤務手当	4		
4 共済費	△365		
職員共済組合負担金			
[災害時対応事業]	13		
・防災力向上事業			
1 報酬			
会計年度任用職員			

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
10 会計 管理費	70,194	△821	69,373				△821	2給料 △342	△415
								3職 手当等 △415	
								4共 済費 △64	
計	2,916,238	19,713	2,935,951			316	19,397		

説		明	
事	業	備	考
[防災行政無線整備等事業] ・ 防災行政無線改修事業 12 委託料 調査設計委託料	7,920	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	目的 防災行政無線の更新 内容 防災行政無線更新工事に向けた調査及び実施設計 繰越明許費 7,920千円
[交通安全対策事業] ・ 交通安全指導事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△127 △114 △13		
[放置自転車対策事業] ・ 放置自転車対策事業 1 報酬 会計年度任用職員 4 共済費 社会保険料等	2,124 △72 25 △97		
・ 駐車場施設管理事業 14 工事請負費 自転車等駐車場撤去工事費	2,196		布袋駅周辺市営自転車等駐車場
[防犯対策事業] ・ 防犯対策事業 18 負担金、補助及び交付金 特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金	450		補正後750,000円－補正前300,000円
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△821 △342 △415 △21 △17 76 △114 △42 △337 40 △64		

歳 出
2 款 総務費
2 項 徴税费

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 税 務 費	254,914	△11,946	242,968				△11,946	1報 酬	37
								2給 料	△6,314
								3職 員 手 当 等	△2,654
								4共 済 費	△3,015
2 収 納 費	336,337	△4,939	331,398				△4,939	2給 料	△1,623
								3職 員 手 当 等	△2,663
								4共 済 費	△653
計	591,251	△16,885	574,366				△16,885		

2-2-1 稅務費 [單位：千円]

說 明	
事 業	備 考
<p>〔人件費等〕 △11,451</p> <p>2 給料 △6,314</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 △2,654</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職手当 △388</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 △397</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △426</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 17</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 △96</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 840</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △932</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △1,385</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 110</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職員特別勤務手当 3</p> <p>4 共済費 △2,483</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金</p> <p>〔個人賦課事業〕 △522</p> <p>4 共済費</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等</p> <p>〔家屋賦課事業〕 12</p> <p>1 報酬</p> <p style="padding-left: 20px;">会計年度任用職員</p> <p>〔税諸証明書交付事業〕 15</p> <p>1 報酬 25</p> <p style="padding-left: 20px;">会計年度任用職員</p> <p>4 共済費 △10</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等</p>	
<p>〔人件費等〕 △4,939</p> <p>2 給料 △1,623</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 △2,663</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 △198</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △109</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 336</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 27</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △728</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △619</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △1,192</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 △180</p> <p>4 共済費 △653</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金</p>	

歳 出
 2款 総務費
 3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 民 本 費 住 基 台 帳	185,165	△763	184,402				△763	2給 料	△186
								3職 員 等 手 当	△811
								4共 済 費	234
計	185,165	△763	184,402				△763		

2款 総務費
 6項 監査委員費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 監 査 委 員 費	21,625	27	21,652				27	1報 酬	△30
								2給 料	△181
								3職 員 等 手 当	170
								4共 済 費	68
計	21,625	27	21,652				27		

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △763 2 給料 △186 一般職給 3 職員手当等 △811 管理職手当 △595 扶養手当 △216 地域手当 △60 住居手当 △504 通勤手当 285 時間外勤務手当 323 期末手当 384 勤勉手当 △304 児童手当 △120 管理職員特別勤務手当 △4 4 共済費 234 職員共済組合負担金	

2-6-1 監査委員費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 57 2 給料 △181 一般職給 3 職員手当等 170 地域手当 △11 住居手当 320 時間外勤務手当 61 期末手当 △71 勤勉手当 △129 4 共済費 68 職員共済組合負担金	
	〔監査・審査・検査事業〕 △30 ・監査事業 1 報酬 議会選出監査委員	

歳 出
 3款 民生費
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 高齢者 福祉費	1,726,813	15,829	1,742,642				15,829	2給 料	2,662
								3職 員 手当等	2,719
								4共 済 費	1,044
								12委 託 料	3,054
								27繰 出 金	6,350
2 障害者 福祉費	3,009,459	121,482	3,130,941	97,280			24,202	1報 酬	72
								2給 料	△4,034
								3職 員 手当等	△2,926
								4共 済 費	△1,523
								12委 託 料	670
								19扶 助 費	129,035
								22償還金、 利子及び 割引料	188

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等] 6,695	
	2 給料 2,662	
	一般職給	
	3 職員手当等 2,719	
	扶養手当 474	
	地域手当 188	
	住居手当 39	
	通勤手当 14	
	時間外勤務手当 709	
	期末手当 1,012	
	勤勉手当 △12	
	児童手当 295	
	4 共済費 1,314	
	職員共済組合負担金	
	[介護保険財務事務事業] 6,350	
	・介護保険特別会計繰出事業	
	27 繰出金	地域支援事業分
	特別会計繰出金	補正後58,643,000円－補正前58,637,000円
		事務費分
		補正後82,701,000円－補正前76,357,000円
	[高齢者生きがい促進事業] △270	
	・高齢者教室事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	
	[高齢者福祉施設維持運営事業] 3,054	
	・福祉センター維持運営事業	
	12 委託料	補正後40,839,000円－補正前37,785,000円
	福祉センター及び中央コミュニテ	
	ィ・センター指定管理料	
	[人件費等] △8,454	
	2 給料 △4,034	
	一般職給	
	3 職員手当等 △2,926	
	管理職手当 △595	
	扶養手当 237	
	地域手当 △263	
	住居手当 10	
	通勤手当 102	
	時間外勤務手当 △12	
	期末手当 △1,068	
	勤勉手当 △1,593	
	児童手当 260	
	管理職員特別勤務手当 △4	
	4 共済費 △1,494	
	職員共済組合負担金	

歳出
 3款 民生費
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			

3-1-2 障害者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[地域福祉計画策定事業]	3		
1 報酬	22		
会計年度任用職員			
4 共済費	△19		
社会保険料等			
[障害者支援区分認定審査事業]	29		
1 報酬	25		
会計年度任用職員			
4 共済費	4		
社会保険料等			
[自立支援給付事業]	129,907		
・障害者自立支援給付事業	121,940		
1 報酬	25		〈特定財源〉
会計年度任用職員			国 60,963千円
4 共済費	△11		補正後1,741,516,000円×1/2
社会保険料等			－補正前1,619,590,000円×1/2
19 扶助費	121,926		県 30,482千円
障害者等居宅介護等事業費	32,862		補正後1,741,516,000円×1/4
生活介護事業費	18,335		－補正前1,619,590,000円×1/4
訓練等給付事業費	70,729		
			障害者等居宅介護等事業費
			補正後123,644,000円－補正前90,782,000円
			生活介護事業費
			補正後542,279,000円－補正前523,944,000円
			訓練等給付事業費
			補正後833,458,000円－補正前762,729,000円
・地域生活支援事業	670		
12 委託料			〈特定財源〉
移動入浴車派遣委託料			国 335千円
			補正後34,107,000円×1/2
			－補正前33,437,000円×1/2
			県 168千円
			補正後34,107,000円×1/4
			－補正前33,437,000円×1/4
			補正後4,030,000円－補正前3,360,000円
・障害者自立支援医療給付事業	7,297		
19 扶助費	7,109		〈特定財源〉
障害者自立支援医療給付費			国 3,555千円
22 償還金、利子及び割引料	188		補正後91,722,000円×1/2
障害者自立支援医療給付費国庫負担金返納金	125		－補正前84,613,000円×1/2
障害者自立支援医療給付費県費負担金返納金	63		県 1,777千円
			補正後91,722,000円×1/4
			－補正前84,613,000円×1/4
			障害者自立支援医療給付費
			補正後91,722,000円－補正前84,613,000円

歳出
 3款 民生費
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 社会 保障費	2,999,201	21,258	3,020,459	12,100			9,158	1報酬 231	
								2給料 △4,441	
								3職員 手当等 △2,678	
								4共済費 △1,186	
								11役務費 173	
								12委託料 2,706	
								19扶助費 26,453	

3-1-2 障害者福祉費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔心身障害者小規模授産施設維持運営事業〕</p> <p>〔在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」維持運営事業〕</p> <p>〔わかくさ園維持運営事業〕 △3</p> <p>4 共済費 14</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等 △17</p> <p style="padding-left: 20px;">労働保険料</p>	<p>心身障害者小規模授産施設指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和5年度～令和8年度 限度額 84,362千円</p> <p>在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和5年度～令和8年度 限度額 129,310千円</p>
<p>〔人件費等〕 △8,259</p> <p>2 給料 △4,441</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 △2,678</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 223</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △253</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 △282</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 63</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △431</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △774</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △1,404</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 180</p> <p>4 共済費 △1,140</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金</p> <p>〔国民健康保険システム改修事業〕 2,706</p> <p>・国民健康保険システム改修事業（給付）</p> <p>12 委託料</p> <p style="padding-left: 20px;">システム改修委託料</p> <p>〔保険推進事業〕 94</p> <p>1 報酬 123</p> <p style="padding-left: 20px;">会計年度任用職員</p> <p>4 共済費 △29</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>健診内容等変更に伴うシステム改修</p>

歳 出
 3 款 民生費
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	7,770,699	158,569	7,929,268	109,380			49,189		

3-1-3 社会保障費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[福祉医療費助成事業]	26,626		
・後期高齢者福祉医療費助成事業	1,975		
11 役務費	37	〈特定財源〉	
医療費審査支払手数料		県 1,794千円	補正後233,029,000円×1/2 -補正前229,440,000円×1/2
19 扶助費	1,938	県 19千円	補正後1,955,000円×1/2 -補正前1,917,300円×1/2
医療扶助費			医療費審査支払手数料 補正後1,955,000円-補正前1,918,000円 医療扶助費 補正後234,208,000円-補正前232,270,000円
・心身障害者医療費助成事業	24,651		
11 役務費	136	〈特定財源〉	
医療費審査支払手数料		県 7,336千円	補正後198,152,000円×1/2 -補正前183,480,000円×1/2
19 扶助費	24,515	県 20千円	補正後904,000円×1/2 -補正前864,600円×1/2
医療扶助費		県 2,888千円	補正後53,477,000円×1/2 -補正前47,700,000円×1/2
		県 22千円	補正後321,000円×1/2 -補正前277,860円×1/2
			医療費審査支払手数料 補正後2,155,000円-補正前2,019,000円 医療扶助費 補正後315,747,000円-補正前291,232,000円
[後期高齢者医療支援事業]	70		
・広域連合支援事業			
1 報酬			
会計年度任用職員			
[国民年金事業]	21		
・届出等処理事業			
1 報酬	38	〈特定財源〉	
会計年度任用職員		国 21千円	補正後3,513,000円-補正前3,492,000円
4 共済費	△17		
社会保険料等			

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,616,451	△4,686	2,611,765	495			△5,181	2給料	△28
								3職員 手当等	△1,336
								4共済費	△1,082
								10需用費	82
								11役務費	224
								12委託料	△3,564
								18負担金、 補助及び 交付金	1,018

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説 明		
事 業	備 考	
〔人件費等〕		△1,511
2 給料		△28
一般職給		
3 職員手当等		△1,336
管理職手当		311
扶養手当		△464
地域手当		△11
住居手当		△474
通勤手当		21
時間外勤務手当		688
期末手当		△249
勤勉手当		△817
児童手当		△345
管理職員特別勤務手当		4
4 共済費		△147
職員共済組合負担金		
〔子ども・子育て支援推進等事業〕		△3,268
・子ども・子育て支援推進事業		△10
4 共済費		
社会保険料等		
・第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業		△3,258
10 需用費		82
印刷製本費		
一般事業用		
11 役務費		224
郵便料		
12 委託料		△3,564
計画策定支援委託料		
〔子育て支援センター維持運営事業〕		888
・第1・第2子育て支援センター維持運営事業		△130
4 共済費		
社会保険料等		△95
労働保険料		△35
・第3子育て支援センター整備費補助事業		1,018
18 負担金、補助及び交付金		
施設整備費補助金		
	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	
	計画策定支援委託料	
	補正後0円ー補正前3,564,000円	
	第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料に係る	
	債務負担行為	
	期間 令和5年度～令和6年度	
	限度額 4,455千円	
	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	
	〈特定財源〉	
	国 679千円	
	補正後18,992,000円×1/2ー補正前17,634,000円×1/2	
	補正後14,244,000円ー補正前13,226,000円	

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 保育費	2,669,389	△69,871	2,599,518			303	△70,174	2給 料 △36,317	
								3職 員 手 当 等 △16,104	
								4共 済 費 △18,004	
								11役 務 費 163	
								17備 品 購 入 費 391	

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[ファミリー・サポート・センター事業]	△29	
4 共済費		
社会保険料等		
[要保護児童対策事業]	△235	
4 共済費		
社会保険料等		
[子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業]	△23	
・ 子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業		
4 共済費		
社会保険料等	△11	
労働保険料	△12	
[児童・遺児手当等事業]	23	
・ 児童扶養手当事業		
4 共済費		
社会保険料等		
[低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業]	△67	
4 共済費		
社会保険料等		
[児童館活動事業]	△464	
・ 児童館活動事業		
4 共済費		
社会保険料等	△412	
労働保険料	△52	
[人件費等]	△63,123	
2 給料	△36,317	
一般職給		
3 職員手当等	△16,104	
管理職手当	△29	
扶養手当	960	
地域手当	△2,123	
住居手当	1,232	
通勤手当	264	
時間外勤務手当	28	
期末手当	△7,395	
勤労手当	△8,681	
児童手当	△360	
4 共済費	△10,702	
職員共済組合負担金	△10,250	
社会保険料等	△411	
労働保険料	△41	
		〈特定財源〉 国 △117千円 補正後2,666,219円×1/2 ー補正前2,901,219円×1/2
		〈特定財源〉 国 △67千円 補正後1,092,000円×10/10 ー補正前1,159,000円×10/10

歳 出
 3 款 民生費
 2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 医 療 助 成 費	633,993	131,381	765,374	22,933			108,448	1報 酬 25	
								4共 済 費 Δ11	
								11役 務 費 732	
								19扶 助 費 130,635	

3-2-2 保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[保育園保育等事業]	△6,581	
- 保育園保育事業	△6,915	
4 共済費	△7,306	〈特定財源〉
社会保険料等	△6,416	そ 303千円 寄附金
労働保険料	△890	
17 備品購入費	391	
園児用机	42	
乳母車	270	
パーティション	79	
- 保育園給食事業	334	
4 共済費		
社会保険料等	492	
労働保険料	△158	
[保育園施設維持運営事業]	△334	
- 保育園施設維持事業	△334	
4 共済費		
社会保険料等	△323	
労働保険料	△11	
- 保育園指定管理事業		布袋北保育園指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和5年度～令和10年度 限度額 705,210千円
[保育園施設整備等事業]	163	
- 保育園施設整備事業		
11 役務費		
土地鑑定手数料		
[子ども・子育て支援事業]	4	
- 特定教育・保育等事業		
4 共済費		
社会保険料等		
[福祉医療費助成事業]	4,182	
- 母子・父子家庭医療費助成事業		
11 役務費	67	〈特定財源〉
医療費審査支払手数料		県 2,057千円 補正後86,615,000円×1/2
19 扶助費	4,115	—補正前82,500,000円×1/2
医療扶助費		県 34千円 補正後908,000円×1/2
		—補正前841,500円×1/2
		医療費審査支払手数料
		補正後909,000円—補正前842,000円
		医療扶助費
		補正後86,615,000円—補正前82,500,000円

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	5,934,383	56,824	5,991,207	23,428		303	33,093		

3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,914,071	△156	1,913,915	△128			△28	1報 酬	31
								4共 済 費	△187
計	1,914,071	△156	1,913,915	△128			△28		

3-2-3 医療助成費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔子ども医療費助成事業〕 1 報酬 会計年度任用職員 4 共済費 社会保険料等 11 役務費 医療費審査支払手数料 19 扶助費 医療扶助費	127,199 25 △11 665 126,520	〈特定財源〉 県 20,680千円 補正後269,200,000円×1/2 -補正前227,840,000円×1/2 県 162千円 補正後3,624,000円×1/2 -補正前3,300,000円×1/2 医療費審査支払手数料 補正後8,717,000円-補正前8,052,000円 医療扶助費 補正後666,047,000円-補正前539,527,000円

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔生活保護事業〕 1 報酬 会計年度任用職員 〔被保護者就労支援事業〕 4 共済費 社会保険料等 〔生活困窮者自立相談支援事業〕 ・生活困窮者自立相談支援事業 1 報酬 会計年度任用職員	16 △187 15	〈特定財源〉 国 △140千円 補正後1,866,000円×3/4-補正前2,053,000円×3/4 〈特定財源〉 国 12千円 補正後12,924,000円×3/4-補正前12,909,000円×3/4

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 健康 づくり費	1,507,034	32,152	1,539,186	△46		244	31,954	1報酬	98
								2給料	△4,810
								3職員 手当等	△2,188
								4共済費	△1,264
								17備品 購入費	316
								18負担金、 補助及び 交付金	40,000

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説 明		
事 業	備 考	
〔人件費等〕		△7,565
2 給料		△4,810
一般職給		
3 職員手当等		△2,188
管理職手当		△595
扶養手当		26
地域手当		△323
住居手当		△476
通勤手当		130
時間外勤務手当		△777
期末手当		156
勤勉手当		△661
児童手当		335
管理職員特別勤務手当		△3
4 共済費		△567
職員共済組合負担金		
〔健康管理事業〕		18
1 報酬		
会計年度任用職員		
〔健康推進事業〕		59
- 健康推進事業		
1 報酬		15
会計年度任用職員		
4 共済費		△29
社会保険料等		△16
労働保険料		△13
17 備品購入費		73
握力計		
〔予防接種事業〕		40
1 報酬		
会計年度任用職員		
〔狂犬病予防事業〕		21
1 報酬		
会計年度任用職員		
〔新型コロナウイルスワクチン接種事業〕		39,549
4 共済費		△451
社会保険料等		
18 負担金、補助及び交付金		40,000
個別接種促進支援金		
	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	
	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援の実施	

歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 環 境 保 全 費	33,053	44	33,097				44	1報 酬 4共 済 費	40 4

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[母子健康管理事業]	60		
4 共済費	△21	〈特定財源〉	
社会保険料等		そ 63千円	寄附金
17 備品購入費	81		
ベビーカー	57		
乳幼児用椅子	24		
[母子保健事業]	155		
・母子保健事業	110		
1 報酬	4	〈特定財源〉	
会計年度任用職員		そ 90千円	寄附金
4 共済費	△11		
労働保険料			
17 備品購入費	117		
新生児抱き人形	32		
妊婦体験教材	85		
・発達支援事業	45		
17 備品購入費		〈特定財源〉	
平均台		そ 35千円	寄附金
[子育て世代包括支援センター運営事業]	△56		
・子育て世代包括支援センター運営事業	△31		
4 共済費		〈特定財源〉	
社会保険料等	△18	国 △21千円	
労働保険料	△13	補正後6,140,000円×2/3－補正前6,171,000円×2/3	
		県 △6千円	
		補正後6,140,000円×1/6－補正前6,171,000円×1/6	
・出産・子育て応援交付金事業	△25		
4 共済費		〈特定財源〉	
社会保険料等	△14	国 △13千円	
労働保険料	△11	補正後2,656,000円×1/2－補正前2,681,000円×1/2	
		県 △6千円	
		補正後2,656,000円×1/4－補正前2,656,000円×1/4	
[休日急病診療所維持運営事業]	△129		
・休日急病診療所運営事業			
4 共済費			
社会保険料等	△119		
労働保険料	△10		
[温暖化防止事業]	24		
・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業			
1 報酬	20		
会計年度任用職員			
4 共済費	4		
社会保険料等			

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	1,540,087	32,196	1,572,283	△46		244	31,998		

4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,956,279	△24,359	1,931,920				△24,359	1報酬	45
								2給料	116
								3職員 手当等	△1,065
								4共済費	△581
								18負担金、 補助及び 交付金	△22,874

4-1-2 環境保全費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	20		
〔環境監視事業〕 ・簡易専用水道等維持管理事業 1 報酬 会計年度任用職員			

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△1,291		
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 116 3 職員手当等 地域手当 7 住居手当 △534 通勤手当 4 時間外勤務手当 △57 期末手当 74 勤勉手当 △559 4 共済費 職員共済組合負担金 △342			
	785		
〔ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業〕 ・ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業 1 報酬 会計年度任用職員 20 4 共済費 社会保険料等 4			
	761		
・生ごみ処理機器設置費補助事業 18 負担金、補助及び交付金 生ごみ処理機器設置費補助金			補正後2,096,000円ー補正前1,335,000円

歳出
4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	1,956,279	△24,359	1,931,920				△24,359		

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[分別ごみ収集運搬事業]	16		
・資源ごみ収集運搬事業			
1 報酬	25		
会計年度任用職員			
4 共済費	△9		
社会保険料等	4		
労働保険料	△13		
[リサイクルステーション運営事業]	△38		
・リサイクルステーション運営事業			
4 共済費			
労働保険料			
[ふれあい収集事業]	△196		
4 共済費			
社会保険料等	△184		
労働保険料	△12		
[江南丹羽環境管理組合関係事業]	△21,932		
・江南丹羽環境管理組合調整事業			
18 負担金、補助及び交付金			
江南丹羽環境管理組合負担金			
		事業運営費負担金（令和4年度精算分）	
		補正後1,057,823,400円×59.569%	
		-92,680,600円	
		-補正前1,059,665,000円×59.869%	
		-181,200,000円×52.587%	
		事業運営費負担金	
		補正後1,258,214,654円×59.671%	
		-179,400,000円×52.202%	
		-補正前1,292,171,000円×59.671%	
		-179,400,000円×52.202%	
[尾張北部環境組合関係事業]	△1,703		
・新ごみ処理施設建設事業			
18 負担金、補助及び交付金			
新ごみ処理施設建設費負担金			
		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★	
		議会運営費負担金	
		補正後1,227,000円×3/12人	
		-補正前1,312,000円×3/12人	
		新ごみ処理施設建設費負担金	
		補正後210,835,000円×40.201%	
		-補正前215,018,000円×40.201%	

歳出
5款 労働費
1項 労働費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	130,732	△11	130,721				△11	4共済費	△11
計	130,732	△11	130,721				△11		

6款 農林水産業費
1項 農業費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	224,466	△6,374	218,092				△6,374	2給料	△2,886
								3職員 手当等	△2,265
								4共済費	△1,223
計	224,466	△6,374	218,092				△6,374		

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔就業相談等運営事業〕	△11		
4 共済費			
社会保険料等			

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔人件費等〕	△6,270		
2 給料	△2,886		
一般職給			
3 職員手当等	△2,265		
管理職手当	187		
扶養手当	△729		
地域手当	△206		
住居手当	△196		
通勤手当	△79		
時間外勤務手当	178		
期末手当	△524		
勤勉手当	△530		
児童手当	△370		
管理職員特別勤務手当	4		
4 共済費	△1,119		
職員共済組合負担金			
〔農地保全推進事業〕	△104		
・農地転用等審査事業			
4 共済費			
社会保険料等			

歳出
7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	751,290	△6,240	745,050				△6,240	1報酬 2給料 3職員 手当等 4共済費	25 △3,601 △1,730 △934
計	751,290	△6,240	745,050				△6,240		

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	△6,226
	2 給料	△3,601
	一般職給	
	3 職員手当等	△1,730
	管理職手当	△595
	扶養手当	18
	地域手当	△251
	住居手当	56
	通勤手当	△67
	時間外勤務手当	418
	期末手当	△532
	勤勉手当	△914
	児童手当	140
	管理職員特別勤務手当	△3
	4 共済費	△895
	職員共済組合負担金	
	〔新型コロナウイルス感染症経済対策事業〕	△43
	・ 江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	
	〔観光推進事業〕	29
	・ 観光推進事業	
	1 報酬	25
	会計年度任用職員	
	4 共済費	4
	社会保険料等	

歳出
 8款 土木費
 1項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路 管理費	102,185	△7,676	94,509				△7,676	1報酬	25
								2給料	△4,440
								3職員 手当等	△1,786
								4共済費	△1,475
2 建築 指導費	85,202	△7,737	77,465				△7,737	2給料	△3,068
								3職員 手当等	△3,015
								4共済費	△1,654
計	187,387	△15,413	171,974				△15,413		

8-1-1 道路管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △7,701 2 給料 △4,440 一般職給 3 職員手当等 △1,786 扶養手当 396 地域手当 △242 住居手当 △168 通勤手当 △241 時間外勤務手当 251 期末手当 △900 勤勉手当 △1,242 児童手当 360 4 共済費 △1,475 職員共済組合負担金	
	〔企画調整事業〕 25 ・土木事業企画調整事務 1 報酬 会計年度任用職員	
	〔人件費等〕 △7,476 2 給料 △3,068 一般職給 3 職員手当等 △3,015 管理職手当 △596 扶養手当 △180 地域手当 △231 住居手当 △306 通勤手当 26 時間外勤務手当 52 期末手当 △871 勤勉手当 △965 児童手当 60 管理職員特別勤務手当 △4 4 共済費 △1,393 職員共済組合負担金	
	〔建築確認審査等事業〕 △261 4 共済費 社会保険料等	

歳 出
 8 款 土木費
 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	640,724	△295	640,429				△295	4共済費	△295
計	640,724	△295	640,429				△295		

8 款 土木費
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	150,471	3,026	153,497				3,026	2給料	2,227
								3職員 手当等	596
								4共済費	626
								18負担金、 補助及び 交付金	△423
計	150,471	3,026	153,497				3,026		

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔道路維持管理事業〕	△295		
4 共済費			
社会保険料等			

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕	3,449		
2 給料	2,227		
一般職給			
3 職員手当等	596		
管理職手当	△596		
扶養手当	202		
地域手当	110		
住居手当	△214		
通勤手当	16		
期末手当	509		
勤勉手当	303		
児童手当	270		
管理職員特別勤務手当	△4		
4 共済費	626		
職員共済組合負担金	648		
社会保険料等	△22		
〔企画調整事業〕	△423		
・河川事業企画調整事務			
18 負担金、補助及び交付金			
水道事業会計人件費負担金	△14	水道事業会計人件費負担金	補正後1,940,000円－補正前1,954,000円
下水道事業会計人件費負担金	△409	下水道事業会計人件費負担金	補正後7,372,000円－補正前7,781,000円

歳 出
 8 款 土木費
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 都 市 計 画 費	167,163	△794	166,369				△794	1報 酬	25
								2給 料	△1,166
								3職 員 手 当 等	402
								4共 済 費	△55
2 都 市 整 備 費	358,274	△17,962	340,312				△17,962	2給 料	△9,265
								3職 員 手 当 等	△6,489
								4共 済 費	△2,342
								27繰 出 金	134
3 公 園 緑 地 費	249,937	11	249,948				11	1報 酬	11
計	775,374	△18,745	756,629				△18,745		

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △819 2 給料 △1,166 一般職給 3 職員手当等 402 扶養手当 234 地域手当 △55 住居手当 75 通勤手当 164 時間外勤務手当 △115 期末手当 107 勤勉手当 △48 児童手当 40 4 共済費 △55 職員共済組合負担金	
	〔いこまいCAR運行事業〕 25 1 報酬 会計年度任用職員	
	〔人件費等〕 △18,096 2 給料 △9,265 一般職給 3 職員手当等 △6,489 扶養手当 △700 地域手当 △598 通勤手当 △163 時間外勤務手当 △930 期末手当 △1,868 勤勉手当 △1,985 児童手当 △245 4 共済費 △2,342 職員共済組合負担金	
	〔区画整理運営事業〕 134 ・江南布袋南部土地地区画整理事業特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後32,539,000円－補正前32,405,000円
	〔公園等維持管理事業〕 11 ・都市公園等維持管理事業 1 報酬 会計年度任用職員	

歳出
 8款 土木費
 6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	601,695	△6,883	594,812				△6,883	27繰出金	△6,883
計	601,695	△6,883	594,812				△6,883		

9款 消防費
 1項 消防費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 消防 総務費	464,330	△1,310	463,020				△1,310	2給料	△32
								3職員 手当等	△997
								4共済費	△281

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[下水道経営事業] ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	△6,883	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 補正後594,812,000円－補正前601,695,000円

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 夜勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金 社会保険料等 労働保険料	△1,310 △32 △997 △488 △31 △258 296 1,016 △25 △325 △782 △400 △281 △699 393 25	

歳出
9款 消防費
1項 消防費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 消防費 予防費	66,514	△899	65,615				△899	1報酬	15
								2給料	2
								3職員 手当等	△643
								4共済費	△273
3 消防署費	726,552	△14,672	711,880				△14,672	2給料	△5,355
								3職員 手当等	△6,818
								4共済費	△2,499
計	1,257,396	△16,881	1,240,515				△16,881		

9-1-2 消防予防費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<p>[人件費等] △914</p> <p>2 給料 2</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 △643</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 △156</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △9</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 △24</p> <p style="padding-left: 20px;">特殊勤務手当 △30</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △19</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △4</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △401</p> <p>4 共済費 △273</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金</p> <p>[予防統計事業] 15</p> <p>・統計作成事業</p> <p>1 報酬</p> <p style="padding-left: 20px;">会計年度任用職員</p>	
	<p>[人件費等] △14,672</p> <p>2 給料 △5,355</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 △6,818</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 △185</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △332</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 1,009</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 △76</p> <p style="padding-left: 20px;">特殊勤務手当 △2,997</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 691</p> <p style="padding-left: 20px;">夜勤手当 △237</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △1,128</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △3,413</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 △150</p> <p>4 共済費 △2,499</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金 △2,074</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等 △397</p> <p style="padding-left: 20px;">労働保険料 △28</p>	

歳 出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	224,397	△6,138	218,259				△6,138	2給 料	△3,645
								3職 員 手 当 等	△2,166
								4共 済 費	△327
2 教 育 環 境 費	29,900	△103	29,797				△103	4共 済 費	△103

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	△5,865
	2 給料	△3,645
	一般職給	
	3 職員手当等	△2,166
	扶養手当	△678
	地域手当	△260
	住居手当	333
	通勤手当	△148
	時間外勤務手当	733
	期末手当	△689
	勤勉手当	△858
	児童手当	△595
	管理職員特別勤務手当	△4
	4 共済費	△54
	職員共済組合負担金	
	〔養護教諭配置事業〕	△34
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔特別支援学級等支援職員配置事業〕	△99
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔英語指導助手（ALT）配置事業〕	△40
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔図書館司書配置事業〕	△25
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔スクール・サポート・スタッフ配置事業〕	△17
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔就学指導事業〕	△58
	4 共済費	
	社会保険料等	
	〔心の教室相談員配置事業〕	△17
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔適応指導教室事業〕	△86
	4 共済費	
	社会保険料等	△59
	労働保険料	△27

歳出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 放課後 児童費	160,064	△978	159,086				△978	4共済費	△978
計	414,361	△7,219	407,142				△7,219		

10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	553,212	△130	553,082				△130	4共済費	△130
計	553,212	△130	553,082				△130		

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）] ・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成） 4 共済費	△978	
社会保険料等	△759	
労働保険料	△219	

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[学校補助教員配置事業] 4 共済費 労働保険料	△56	
[学校管理運営事業] ・給食配膳員配置事業 4 共済費 労働保険料	△74 △17	
・学校校務員配置事業 4 共済費 労働保険料	△57	

歳出
10款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	348,109	△48	348,061				△48	4共済費	△48
計	348,109	△48	348,061				△48		

10款 教育費
4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	332,935	8,237	341,172				8,237	1報酬	25
								2給料	1,752
								3職員 手当等	3,249
								4共済費	618
								10需用費	19
								11役務費	42
								12委託料	935
								13使用料 及び 賃借料	44

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔学校補助教員配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△18
	〔学校管理運営事業〕 ・ 学校校務員配置事業 4 共済費 労働保険料	△30

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 2 給料 一般職給	5,701 1,752
	3 職員手当等 管理職手当 地域手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 管理職員特別勤務手当	3,249 595 141 857 701 588 364 3
	4 共済費 職員共済組合負担金	700
	〔企画運営事業〕 1 報酬 会計年度任用職員	14 25
	4 共済費 社会保険料等	△11

歳出
 10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
								14工 事 請 負 費	1,210
								17備 品 購 入 費	343
2文 化 交 流 費	153,142	△26	153,116				△26	4共 済 費	△26
計	486,077	8,211	494,288				8,211		

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[少年センター維持運営事業]	
	・少年センター維持運営事業	
	4 共済費	△17
	社会保険料等	
	10 需用費	19
	消耗品費	
	一般事業用	
	11 役務費	42
	電話移設料	
	13 使用料及び賃借料	44
	セキュリティソフト使用料	16
	ソフトウェアライセンス使用料	28
	17 備品購入費	343
	パソコン	286
	プリンタ	35
	インターホン	22
	[公民館維持運営事業]	△24
	・公民館運営事業	
	4 共済費	
	労働保険料	
	[公民館事業]	△30
	・公民館講座事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	△10
	労働保険料	△20
	[図書館維持運営事業]	2,145
	・旧図書館解体事業	
	12 委託料	935
	石碑移設委託料	
	14 工事請負費	1,210
	看板設置等工事費	
		旧図書館解体事業に係る債務負担行為 期間 令和5年度～令和6年度 限度額 104,522千円
	[歴史民俗資料館維持運営事業]	△26
	・常設展示事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	

歳出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	206,505	52,025	258,530				52,025	1報酬	109
								2給料	721
								3職員 手当等	892
								4共済費	180
								14工 事 請 負 費	50,123
2 学 校 給 食 費	843,547	1,476	845,023				1,476	2給料	1,882
								3職員 手当等	△308
								4共済費	△98

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	1,845
	2 給料	721
	一般職給	
	3 職員手当等	892
	地域手当	44
	住居手当	330
	通勤手当	△24
	時間外勤務手当	231
	期末手当	185
	勤勉手当	126
	4 共済費	232
	職員共済組合負担金	
	〔スポーツ推進委員事業〕	△23
	4 共済費	
	社会保険料等	
	〔スポーツプラザ維持運営事業〕	80
	・ スポーツセンター・武道館維持運営事業	
	1 報酬	109
	会計年度任用職員	
	4 共済費	△29
	社会保険料等	△13
	労働保険料	△16
	〔都市公園等運動施設整備等事業〕	50,123
	・ グランド施設改修事業	8,777
	14 工事請負費	
	江南緑地公園（草井）緊急時輸送	7,837
	路整備工事費	
	江南緑地公園（草井）野球場ネットフェンス改修工事費	940
	・ テニスコート改修事業	41,346
	14 工事請負費	
	蘇南公園テニスコート改修工事費	
	〔人件費等〕	1,681
	2 給料	1,882
	一般職給	
	3 職員手当等	△308
	扶養手当	138
	地域手当	122
	通勤手当	43
	時間外勤務手当	△331
	期末手当	257
	勤勉手当	△417
	児童手当	△120
	4 共済費	107
	職員共済組合負担金	△215
	社会保険料等	304
	労働保険料	18

歳 出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,050,052	53,501	1,103,553				53,501		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔新学校給食センター整備等事業〕 ・新学校給食センター整備事業</p> <p>〔給食調理事業〕 ・給食調理事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料</p> <p>〔給食企画事業〕 ・給食企画事業 4 共済費 社会保険料等</p> <p style="text-align: right;">△186 △80 △106 △19</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>債務負担行為 限度額 変更後 11,004,908千円に金利変動、物価変動に伴う増減額を加算した額 変更前 11,056,015千円に金利変動、物価変動に伴う増減額を加算した額</p>

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費				
			報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	その他の 手当
補正後	長等	3		27,600	10,030 3.3月分		24
	議員	20	108,853		39,104 3.3月分		
	その他の 特別職	488	23,912				
	計	511	132,765	27,600	49,134		24
補正前	長等	3		30,048	11,982 3.3月分		48
	議員	22	119,304		47,932 3.3月分		
	その他の 特別職	488	23,912				
	計	513	143,216	30,048	59,914		48
比 較	長等			△ 2,448	△ 1,952		△ 24
	議員	△ 2	△ 10,451		△ 8,828		
	その他の 特別職						
	計	△ 2	△ 10,451	△ 2,448	△ 10,780		△ 24

[単位:千円]

給与費			
計	共済費	合計	備考
37,654	6,118	43,772	通勤手当 24
147,957	32,605	180,562	
23,912		23,912	
209,523	38,723	248,246	
42,078	7,019	49,097	通勤手当 48
167,236	34,306	201,542	
23,912		23,912	
233,226	41,325	274,551	
△ 4,424	△ 901	△ 5,325	
△ 19,279	△ 1,701	△ 20,980	
△ 23,703	△ 2,602	△ 26,305	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,474) 627	1,117,960	2,123,248	1,671,108
補正前	(1,476) 647	1,116,850	2,220,891	1,685,037
比較	(△ 2) △ 20	1,110	△ 97,643	△ 13,929

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	99,106	57,072	136,724
	補正前	100,157	59,040	142,763
	比較	△ 1,051	△ 1,968	△ 6,039
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,122	600,170	390,320
	補正前	7,384	617,414	421,481
	比較	△ 262	△ 17,244	△ 31,161

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(24) 627		2,123,248	1,560,326
補正前	(26) 647		2,220,891	1,574,294
比較	(△ 2) △ 20		△ 97,643	△ 13,968

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	99,106	57,072	136,724
	補正前	100,157	59,040	142,763
	比較	△ 1,051	△ 1,968	△ 6,039
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,122	489,388	390,320
	補正前	7,384	506,671	421,481
	比較	△ 262	△ 17,283	△ 31,161

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
4,912,316	815,601	5,727,917	
5,022,778	862,536	5,885,314	
△ 110,462	△ 46,935	△ 157,397	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
30,379	24,456	4,217	128,938
30,116	24,360	7,244	126,520
263	96	△ 3,027	2,418
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
156,682	35,545	377	
111,216	36,965	377	
45,466	△ 1,420		

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
3,683,574	714,528	4,398,102	
3,795,185	742,342	4,537,527	
△ 111,611	△ 27,814	△ 139,425	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
30,379	24,456	4,217	128,938
30,116	24,360	7,244	126,520
263	96	△ 3,027	2,418
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
156,682	35,545	377	
111,216	36,965	377	
45,466	△ 1,420		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	期末手当
補正後	(1,450)	1,117,960		110,782
補正前	(1,450)	1,116,850		110,743
比較		1,110		39

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 97,643	異動等に伴う増減分	△ 97,643	
職員手当等	△ 13,929	異動等に伴う増減分	△ 13,929	

[単位:千円]

給与費			
計	共済費	合計	備考
1,228,742	101,073	1,329,815	
1,227,593	120,194	1,347,787	
1,149	△ 19,121	△ 17,972	

[単位:千円]

備考					
管理職手当	△ 1,051	特殊勤務手当	△ 3,027	退職手当	45,466
扶養手当	△ 1,968	時間外勤務手当	2,418	児童手当	△ 1,420
地域手当	△ 6,039	夜勤手当	△ 262		
住居手当	263	期末手当	△ 17,244		
通勤手当	96	勤勉手当	△ 31,161		

令和5年議案第88号

令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,961,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		千円 6,148,269	千円 80,224	千円 6,228,493
	1 県 交 付 金	6,148,269	80,224	6,228,493
歳 入 合 計		8,881,420	80,224	8,961,644

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 給 付 費		千円 6,048,277	千円 80,224	千円 6,128,501
	1 療 養 諸 費	6,008,659	80,224	6,088,883
歳 出 合 計		8,881,420	80,224	8,961,644

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 県 支 出 金	千円 6,148,269	千円 80,224	千円 6,228,493
歳 入 合 計	8,881,420	80,224	8,961,644

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保 険 給 付 費	千円 6,048,277	千円 80,224	千円 6,128,501
歳 出 合 計	8,881,420	80,224	8,961,644

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 80,224	千円	千円	千円
80,224			

2 歳 入

3 款 県支出金

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
3	県支出金		6,148,269	80,224	6,228,493
	1	県交付金	6,148,269	80,224	6,228,493
		1 保険給付費等交付金	6,148,269	80,224	6,228,493
計			8,881,420	80,224	8,961,644

3 歳 出

1 款 保険給付費 1 項 療養諸費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 療 養 諸 費	6,008,659	80,224	6,088,883	80,224				18負担金、 補助及び 交付金	80,224
計	6,008,659	80,224	6,088,883	80,224					

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	80,224	普通交付金

1-1-1 療養諸費 [単位：千円]

説明		備考
事業		
〔保険給付事業〕 ・ 一般被保険者療養給付支給事業 18 負担金、補助及び交付金 一般被保険者療養給付費	80,224	〈特定財源〉 県 80,224千円 普通交付金 補正後5,179,294,000円－補正前5,099,070,000円 補正後5,179,294,000円－補正前5,099,070,000円

令和5年議案第89号

令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 32,405	千円 134	千円 32,539
	1 一般会計繰入金	32,405	134	32,539
歳入合計		32,426	134	32,560

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 23,230	千円 134	千円 23,364
	1 総 務 管 理 費	23,230	134	23,364
歳 出 合 計		32,426	134	32,560

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金	千円 32,405	千円 134	千円 32,539
歳入合計	32,426	134	32,560

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 23,230	千円 134	千円 23,364
歳出合計	32,426	134	32,560

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 134	千円
		134	

2 歳 入

3 款 繰入金

科 目		補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項 目			
3	繰入金	32,405	134	32,539
	1 一般会計繰入金	32,405	134	32,539
	1 一般会計繰入金	32,405	134	32,539
	計	32,426	134	32,560

3 歳 出

1 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	23,230	134	23,364			134		2給 料	139
								3職 員 手 当 等	46
								4共 済 費	△51
計	23,230	134	23,364			134			

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 一般会計 繰入金	134	一般会計繰入金

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明
事業		備考
【人件費等】	134	
2 給料	139	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
一般職給		
3 職員手当等	46	
扶養手当	120	〈特定財源〉
地域手当	15	そ 134千円 一般会計繰入金
住居手当	△28	補正後22,190,000円－補正前22,056,000円
通勤手当	△138	
時間外勤務手当	△101	
期末手当	54	
勤勉手当	△56	
児童手当	180	
4 共済費	△51	
職員共済組合負担金		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費		共済費
			報酬	計	
補正後	その他の特別職	14	251	251	
補正前	その他の特別職	14	251	251	
比較	その他の特別職				

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与費		
		給料	職員手当等	計
補正後	3	10,881	7,611	18,492
補正前	3	10,742	7,565	18,307
比較		139	46	185

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	596	438	715
	補正前	596	318	700
	比較		120	15
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	2,551	2,025	420
	補正前	2,497	2,081	240
	比較	54	△ 56	180

(2) 職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明
職員手当等	46	異動等に伴う増減分	46

[単位:千円]

合計
251
251

[単位:千円]

共済費	合計	備考
3,698	22,190	
3,749	22,056	
△ 51	134	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
308	101	453
336	239	554
△ 28	△ 138	△ 101
管理職員特別勤務手当		
4		
4		

[単位:千円]

備考			
扶養手当	120	期末手当	54
地域手当	15	勤勉手当	△ 56
住居手当	△ 28	児童手当	180
通勤手当	△ 138		
時間外勤務手当	△ 101		

令和5年議案第90号

令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,810,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 1,870,041	千円 6,693	千円 1,876,734
	2 国庫補助金	434,128	6,693	440,821
4 県支出金		1,187,544	6	1,187,550
	3 県補助金	58,637	6	58,643
6 繰入金		1,470,718	6,356	1,477,074
	1 一般会計繰入金	1,211,180	6,350	1,217,530
	2 基金繰入金	259,538	6	259,544
歳入合計		8,797,673	13,055	8,810,728

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 76,357	千円 13,026	千円 89,383
	1 総 務 管 理 費	15,601	13,038	28,639
	2 介 護 認 定 審 査 会 費	60,756	△12	60,744
4 地 域 支 援 事 業 費		512,341	29	512,370
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	123,053	29	123,082
歳 出 合 計		8,797,673	13,055	8,810,728

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 1,870,041	千円 6,693	千円 1,876,734
4 県支出金	1,187,544	6	1,187,550
6 繰入金	1,470,718	6,356	1,477,074
歳入合計	8,797,673	13,055	8,810,728

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 76,357	千円 13,026	千円 89,383
4 地域支援事業費	512,341	29	512,370
歳出合計	8,797,673	13,055	8,810,728

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 6,682	千円	千円 6,344	千円
17		12	
6,699		6,356	

2 歳 入

2 款 国庫支出金

4 款 県支出金

6 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	1,870,041	6,693	1,876,734
	2 国庫補助金	434,128	6,693	440,821
	3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	47,375	11	47,386
	6 事務費補助金		6,682	6,682
4	県支出金	1,187,544	6	1,187,550
	3 県補助金	58,637	6	58,643
	2 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	23,687	6	23,693
6	繰入金	1,470,718	6,356	1,477,074
	1 一般会計繰入金	1,211,180	6,350	1,217,530
	3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金	23,687	6	23,693
	5 その他一般会計繰入金	76,357	6,344	82,701
	2 基金繰入金	259,538	6	259,544
	1 基金繰入金	259,538	6	259,544
	計	8,797,673	13,055	8,810,728

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 現年度分	11		現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金
1 事務補助金	6,682		事務費補助金 13,365,000円×1/2
1 現年度分	6		現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金
1 現年度分	6		現年度分包括の支援事業・任意事業費繰入金
1 事務繰入金	6,344		事務費繰入金
1 基金繰入金	6		江南市介護保険事業基金繰入金

3 歳 出

1 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	15,601	13,038	28,639	6,682		6,356		1報 酬	22
								4共 済 費	△349
								12委 託 料	13,365
計	15,601	13,038	28,639	6,682		6,356			

1 款 総務費
2 項 介護認定審査会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介 護 認 定 審 査 会 費	60,756	△12	60,744			△12		1報 酬	101
								4共 済 費	△113
計	60,756	△12	60,744			△12			

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護サービス給付管理事業] ・介護サービス支給決定事業	△5		
1 報酬	22	〈特定財源〉	
会計年度任用職員		そ △5千円 一般会計繰入金	
4 共済費	△27	補正後3,969,000円－補正前3,974,000円	
社会保険料等			
[介護保険システム等改修事業]	13,365		
12 委託料		〈特定財源〉	
システム改修委託料		国 6,682千円 13,365,000円×1/2	
		そ 6,683千円 一般会計繰入金	
		介護報酬改定等に伴うシステム改修	
[介護保険事業者指定及び指導事業]	△322		
4 共済費		〈特定財源〉	
社会保険料等		そ △322千円 一般会計繰入金	
		補正後3,321,000円－補正前3,643,000円	

1-2-1 介護認定審査会費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護認定事業] ・認定調査等事業	△12 △87		
4 共済費		〈特定財源〉	
社会保険料等		そ △87千円 一般会計繰入金	
		補正後17,321,000円－補正前17,408,000円	
・介護認定審査事業	75		
1 報酬	101	〈特定財源〉	
会計年度任用職員		そ 75千円 一般会計繰入金	
4 共済費	△26	補正後43,423,000円－補正前43,348,000円	
社会保険料等			

歳 出
 4 款 地域支援事業費
 3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 包括的 支援事業・任意 事業費	123,053	29	123,082	17		12		1報酬	29
計	123,053	29	123,082	17		12			

4-3-1 包括的支援事業・任意事業費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>[地域支援事業] ・任意事業 1 報酬 会計年度任用職員</p>	<p style="text-align: right;">29</p> <p>〈特定財源〉 国 11千円 補正後14,501,000円×0.385 －補正前14,472,000円×0.385 県 6千円 補正後14,501,000円×0.1925 －補正前14,472,000円×0.1925 そ 6千円 一般会計繰入金 補正後14,501,000円×0.1925 －補正前14,472,000円×0.1925 そ 6千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後383,000円－補正前377,000円</p>

給 与 費 明 細 書

1 特別職

[単位:千円]

区 分		職員数(人)	給与費		共済費	合計
			報酬	計		
補正後	その他の特別職	36	13,158	13,158		13,158
補正前	その他の特別職	36	13,158	13,158		13,158
比 較	その他の特別職					

2 一般職

[単位:千円]

区 分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		報酬	職員手当等	計		
補正後	(29)	25,953	2,598	28,551	2,446	30,997
補正前	(29)	25,801	2,598	28,399	2,908	31,307
比 較		152		152	△ 462	△ 310

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度江南市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,667,134 千円	△ 43 千円	1,667,091 千円
第1項 営業収益	1,379,439 千円	△ 43 千円	1,379,396 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,407,757 千円	△ 6,238 千円	1,401,519 千円
第1項 営業費用	1,386,410 千円	△ 6,233 千円	1,380,177 千円
第2項 営業外費用	20,046 千円	△ 5 千円	20,041 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額548,226千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額544,607千円」に、「過年度分損益勘定留保資金366,260千円」を「過年度分損益勘定留保資金362,648千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,966千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,959千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	869,871 千円	△ 3,619 千円	866,252 千円
第1項 建設改良費	765,695 千円	△ 3,619 千円	762,076 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	123,908 千円	△ 9,852 千円	114,056 千円

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収	業 益		1,667,134	△ 43	1,667,091
		1 営業収益	1,379,439	△ 43	1,379,396
		3 他会計負担金	45,153	△ 43	45,110

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費	業 用		1,407,757	△ 6,238	1,401,519
		1 営業費用	1,386,410	△ 6,233	1,380,177
		1 原水及び浄水費	590,688	△ 1,613	589,075
		2 配水及び給水費	116,133	△ 1,199	114,934
		4 業 務 費	110,552	△ 158	110,394
		5 総 係 費	61,763	△ 3,263	58,500
		2 営業外費用	20,046	△ 5	20,041
		2 消費税及び地方消費税	77	△ 5	72

資本的収入及び支出

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出	出		869,871	△ 3,619	866,252
		1 建設改良費	765,695	△ 3,619	762,076
		1 事 務 費	31,355	△ 3,619	27,736

令和5年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	213,651
減価償却費	458,053
固定資産除却費	18,100
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,295
長期前受金戻入額	△ 131,443
受取利息及び受取配当金	△ 6
支払利息	19,968
未収金の増減額（△は増加）	△ 23,563
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 3,283
未払金の増減額（△は減少）	△ 2,458
小計	546,724
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△ 19,968
業務活動によるキャッシュ・フロー	526,762
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 846,035
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	174,390
補助金等による収入	64,427
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 607,216
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 102,176
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,824
資金増加額（又は減少額）	△ 32,630
資金期首残高	1,222,702
資金期末残高	1,190,072

給 与 費 明 細 書

1 特別職（その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	171		
補正前	10	171		
比 較				

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(5) 11	3,630	41,220	27,329
	資本勘定支弁職員	4		13,406	9,516
	合計	(5) 15	3,630	54,626	36,845
補正前	損益勘定支弁職員	(5) 11	3,892	43,152	30,104
	資本勘定支弁職員	5		15,600	10,474
	合計	(5) 16	3,892	58,752	40,578
比 較	損益勘定支弁職員		△ 262	△ 1,932	△ 2,775
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 2,194	△ 958
	合計	△ 1	△ 262	△ 4,126	△ 3,733

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	3,068	2,074	3,588
	補正前	3,068	2,130	3,839
	比 較		△ 56	△ 251
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,554	7,120	1,000
	補正前	10,732	8,574	1,000
比 較	△ 1,178	△ 1,454		

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
171		171	
171		171	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
72,179	14,150	86,329	
22,922	4,634	27,556	
95,101	18,784	113,885	
77,148	15,414	92,562	
26,074	5,101	31,175	
103,222	20,515	123,737	
△ 4,969	△ 1,264	△ 6,233	
△ 3,152	△ 467	△ 3,619	
△ 8,121	△ 1,731	△ 9,852	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
700	663	3,379
654	603	4,108
46	60	△ 729
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
17	5,682	
17	5,853	
	△ 171	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(1) 11		41,220	26,923
	資本勘定支弁職員	4		13,406	9,516
	合計	(1) 15		54,626	36,439
補正前	損益勘定支弁職員	(1) 11		43,152	29,617
	資本勘定支弁職員	5		15,600	10,474
	合計	(1) 16		58,752	40,091
比較	損益勘定支弁職員			△ 1,932	△ 2,694
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 2,194	△ 958
	合計	△ 1		△ 4,126	△ 3,652

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	3,068	2,074	3,588
	補正前	3,068	2,130	3,839
	比較		△ 56	△ 251
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,148	7,120	1,000
	補正前	10,245	8,574	1,000
	比較	△ 1,097	△ 1,454	

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
68,143	13,790	81,933	
22,922	4,634	27,556	
91,065	18,424	109,489	
72,769	14,792	87,561	
26,074	5,101	31,175	
98,843	19,893	118,736	
△ 4,626	△ 1,002	△ 5,628	
△ 3,152	△ 467	△ 3,619	
△ 7,778	△ 1,469	△ 9,247	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
700	663	3,379
654	603	4,108
46	60	△ 729
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
17	5,682	
17	5,853	
	△ 171	

イ 会計年度任用職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	期末手当
補正後	損益勘定支弁職員	(4)	3,630		406
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	3,630		406
補正前	損益勘定支弁職員	(4)	3,892		487
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	3,892		487
比較	損益勘定支弁職員		△ 262		△ 81
	資本勘定支弁職員				
	合計		△ 262		△ 81

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 4,126	異動等に伴う増減分	△ 4,126	
手当	△ 3,733	異動等に伴う増減分	△ 3,733	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
4,036	360	4,396	
4,036	360	4,396	
4,379	622	5,001	
4,379	622	5,001	
△ 343	△ 262	△ 605	
△ 343	△ 262	△ 605	

[単位:千円]

備考			
扶養手当	△ 56	期末手当	△ 1,178
地域手当	△ 251	勤勉手当	△ 1,454
住居手当	46	賞与引当金繰入額	△ 171
通勤手当	60		
時間外勤務手当	△ 729		

令和5年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		240,387
	ロ 建物	358,856	
	減価償却累計額	△ 192,442	166,414
	ハ 構築物	21,259,944	
	減価償却累計額	△ 10,692,342	10,567,602
	ニ 機械及び装置	2,200,294	
	減価償却累計額	△ 1,512,983	687,311
	ホ 車両運搬具	12,309	
	減価償却累計額	△ 11,357	952
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,594	700
	ト 建設仮勘定		72,360
	有形固定資産合計		11,735,726
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		11,737,118
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		1,190,072
	(2) 未収金	265,191	
	貸倒引当金	△ 500	264,691
	(3) 貯蔵品		1,718
	流動資産合計		1,456,481
	資産合計		13,193,599

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,537,970	
	企業債合計	<u>1,537,970</u>	1,537,970
	固定負債合計		1,537,970
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	107,099	
	企業債合計	<u>107,099</u>	107,099
	(2) 未払金		288,375
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,061	
	引当金合計	<u>9,061</u>	9,061
	(4) 預り金		1,642
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>408,177</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		6,513,005
	長期前受金収益化累計額	△ 3,073,143	
	繰延収益合計		<u>3,439,862</u>
	負債合計		<u><u>5,386,009</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,526,440	
	資本金合計	<u>6,728,633</u>	6,728,633
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	720,671	
	利益剰余金合計	<u>720,671</u>	720,671
	剰余金合計		<u>1,078,957</u>
	資本合計		<u>7,807,590</u>
	負債資本合計		<u><u>13,193,599</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法（ただし、取替資産については取替法による。）

・主な耐用年数

建物 24～50年

構築物 10～40年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～5年

工具器具及び備品 5～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,286千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	4,946,480円
1年超	3,303,300円
計	8,249,780円

III その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和5年度において、期末手当、勤勉手当として22,424千円を支給、及びこれに係る法定福利費として4,174円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として6,858千円、資本勘定支弁職員分として2,205千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和5年度において、債権の不納欠損による損失を500千円計上する見込みであるため、貸倒引当金500千円を取り崩すこととする。

令和5年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,667,134	△ 43	1,667,091		
	1	営業収益	1,379,439	△ 43	1,379,396		
		3 他会計負担金	45,153	△ 43	45,110	1 他会計負担金	△ 43

支出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,407,757	△ 6,238	1,401,519		
	1	営業費用	1,386,410	△ 6,233	1,380,177		
		1 原水及び浄水費	590,688	△ 1,613	589,075	1 給 料	△ 538
						2 手 当	△ 748
						3 賞与引当金 繰入額	△ 54
						5 法定福利費	△ 273
		2 配水及び給水費	116,133	△ 1,199	114,934	1 給 料	△ 351
						2 手 当	△ 561
						3 賞与引当金 繰入額	△ 105
						4 報 酬	25
						5 法定福利費	△ 207

[単位：千円]

説	明
人件費負担金	

1-1-1 原水及び浄水費

[単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔人件費等〕 △ 1,613 1 給料 △ 538 2 手当 △ 748 扶養手当 70 地域手当 △ 28 通勤手当 26 時間外勤務手当 △ 257 期末手当 △ 283 勤勉手当 △ 276 3 賞与引当金繰入額 △ 54 賞与引当金繰入額 △ 46 法定福利費引当金繰入額 △ 8 5 法定福利費 △ 273 職員共済組合負担金	
〔人件費等〕 △ 1,225 1 給料 △ 351 2 手当 △ 562 地域手当 △ 21 通勤手当 119 時間外勤務手当 △ 46 期末手当 △ 273 勤勉手当 △ 341 3 賞与引当金繰入額 △ 105 賞与引当金繰入額 △ 89 法定福利費引当金繰入額 △ 16	

支 出

1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		4 業務費	110,552	△ 158	110,394	2 手 当	△ 145
						3 賞与引当金 繰入額	27
						5 法定福利費	△ 40
		5 総係費	61,763	△ 3,263	58,500	1 給 料	△ 1,043
						2 手 当	△ 1,150
						3 賞与引当金 繰入額	△ 70
						4 報 酬	△ 287
						5 法定福利費	△ 713

説		明
事	業	備 考
5 法定福利費	△ 207	
職員共済組合負担金	△ 238	
社会保険料等	32	
労働保険料	△ 1	
〔配水管等維持管理事業〕	26	
・ 給配水管等維持管理事業		
2 手当	1	
期末手当		
4 報酬	25	
会計年度任用職員		
5 法定福利費		
社会保険料等	4	
労働保険料	△ 4	
〔人件費等〕	△ 158	
2 手当	△ 145	
時間外勤務手当	△ 153	
勤勉手当	8	
3 賞与引当金繰入額	27	
賞与引当金繰入額	22	
法定福利費引当金繰入額	5	
5 法定福利費	△ 40	
職員共済組合負担金		
〔人件費等〕	△ 3,099	
1 給料	△ 1,043	
2 手当	△ 1,111	
扶養手当	78	
地域手当	△ 58	
住居手当	△ 168	
時間外勤務手当	△ 309	
期末手当	△ 241	
勤勉手当	△ 413	
3 賞与引当金繰入額	△ 70	
賞与引当金繰入額	△ 58	
法定福利費引当金繰入額	△ 12	
4 報酬	△ 312	
会計年度任用職員		
5 法定福利費	△ 563	
職員共済組合負担金	△ 465	
地方公務員災害補償基金負担金	14	
社会保険料等	△ 112	

支 出

1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
	2	営業外費用	20,046	△ 5	20,041		
		2 消費税及び 地方消費税	77	△ 5	72	58 消費税及び 地方消費税	△ 5

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

1 款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的支出	869,871	△ 3,619	866,252		
	1	建設改良費	765,695	△ 3,619	762,076		
		1 事務費	31,355	△ 3,619	27,736	1 給 料	△ 2,194
						2 手 当	△ 958
						5 法定福利費	△ 467

1-1-5 総係費

[単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔企業会計管理事業〕			
	△ 164		
・ 企業会計経理事務			
2 手当	△ 39		
期末手当			
4 報酬	25		
会計年度任用職員			
5 法定福利費	△ 150		
社会保険料等	△ 145		
労働保険料	△ 5		
〔企業会計管理事業〕			
	△ 5		
・ 消費税等申告事業			
58 消費税及び地方消費税			

1-1-1 事務費

[単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕			
	△ 3,619		
1 給料	△ 2,194		
2 手当	△ 958		
扶養手当	△ 204		
地域手当	△ 144		
住居手当	214		
通勤手当	△ 85		
時間外勤務手当	36		
期末手当	△ 343		
勤勉手当	△ 432		
5 法定福利費	△ 467		
職員共済組合負担金			

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度江南市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,169,948 千円	△ 7,219 千円	1,162,729 千円
第1項 営業収益	509,480 千円	△ 409 千円	509,071 千円
第2項 営業外収益	660,243 千円	△ 6,810 千円	653,433 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,229,129 千円	△ 3,376 千円	1,225,753 千円
第1項 営業費用	1,095,565 千円	△ 3,376 千円	1,092,189 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額251,682千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額247,842千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,077千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,073千円」に、「当年度分損益勘定留保資金207,311千円」を「当年度分損益勘定留保資金203,475千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,833,640 千円	△ 5 千円	1,833,635 千円
第3項 負担金	28,323 千円	△ 5 千円	28,318 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,085,322 千円	△ 3,845 千円	2,081,477 千円
第1項 建設改良費	1,403,200 千円	△ 3,845 千円	1,399,355 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	93,402 千円	△ 7,192 千円	86,210 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「109,876千円」を「104,036千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 予算第10条として、債務負担行為を追加する。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

[単位：千円]

事 項	期 間	限 度 額
管きよ布設事業	令和5年度～令和6年度	677,233
雨水貯留施設整備事業	令和5年度～令和7年度	563,610

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,169,948	△ 7,219	1,162,729
	1 営業収益		509,480	△ 409	509,071
		2 他会計負担金	63,042	△ 409	62,633
	2 営業外収益		660,243	△ 6,810	653,433
		1 他会計負担金	219,634	△ 1,038	218,596
		2 他会計補助金	109,876	△ 5,840	104,036
		5 消費税及び地方消費税還付金	70,677	△ 3	70,674
		6 雑収益	7	71	78

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,229,129	△ 3,376	1,225,753
	1 営業費用		1,095,565	△ 3,376	1,092,189
		4 総係費	89,737	△ 3,374	86,363
		5 排水設備費	15,577	△ 2	15,575
6 減価償却費		579,291		579,291	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			1,833,640	△ 5	1,833,635
	3 負 担 金		28,323	△ 5	28,318
		1 他 会 計 負 担 金	22,615	△ 5	22,610

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			2,085,322	△ 3,845	2,081,477
	1 建 設 改 良 費		1,403,200	△ 3,845	1,399,355
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	753,012	△ 3,845	749,167
		2 雨 水 施 設 整 備 費	608,588		608,588

令和5年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 137,971
減価償却費	579,291
引当金の増減額（△は減少）	△ 40
長期前受金戻入額	△ 228,049
支払利息	132,030
未収金の増減額（△は増加）	△ 60,383
未払金の増減額（△は減少）	<u>5,436</u>
小計	290,314
利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△ 132,030</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	158,284
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 431,367
無形固定資産の取得による支出	△ 33,806
補助金等による収入	<u>399,214</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 65,959
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,203,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 681,122
他会計からの出資による収入	<u>197,128</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	719,606
資金増加額（又は減少額）	811,931
資金期首残高	<u>301,600</u>
資金期末残高	1,113,531

給 与 費 明 細 書

1 特別職（その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	57		
補正前	10	57		
比 較				

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(5) 5	5,721	18,956	13,306
	資本勘定支弁職員	6		20,615	13,469
	合計	(5) 11	5,721	39,571	26,775
補正前	損益勘定支弁職員	(5) 5	5,651	20,195	14,993
	資本勘定支弁職員	6		21,683	15,688
	合計	(5) 11	5,651	41,878	30,681
比 較	損益勘定支弁職員		70	△ 1,239	△ 1,687
	資本勘定支弁職員			△ 1,068	△ 2,219
	合計		70	△ 2,307	△ 3,906

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	1,677	1,302	2,554
	補正前	1,677	1,872	2,726
	比 較		△ 570	△ 172
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,920	5,699	950
	補正前	8,900	7,057	1,105
比 較	△ 980	△ 1,358	△ 155	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
57		57	
57		57	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
37,983	7,050	45,033	
34,084	7,036	41,120	
72,067	14,086	86,153	
40,839	7,541	48,380	
37,371	7,594	44,965	
78,210	15,135	93,345	
△ 2,856	△ 491	△ 3,347	
△ 3,287	△ 558	△ 3,845	
△ 6,143	△ 1,049	△ 7,192	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
911	296	2,656
1,275	320	2,844
△ 364	△ 24	△ 188
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
9	2,801	
9	2,896	
	△ 95	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	5		18,956	12,821
	資本勘定支弁職員	6		20,615	13,469
	合計	11		39,571	26,290
補正前	損益勘定支弁職員	5		20,195	14,509
	資本勘定支弁職員	6		21,683	15,688
	合計	11		41,878	30,197
比較	損益勘定支弁職員			△ 1,239	△ 1,688
	資本勘定支弁職員			△ 1,068	△ 2,219
	合計			△ 2,307	△ 3,907

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	1,677	1,302	2,554
	補正前	1,677	1,872	2,726
	比較		△ 570	△ 172
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,435	5,699	950
	補正前	8,416	7,057	1,105
	比較	△ 981	△ 1,358	△ 155

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
31,777	6,459	38,236	
34,084	7,036	41,120	
65,861	13,495	79,356	
34,704	6,915	41,619	
37,371	7,594	44,965	
72,075	14,509	86,584	
△ 2,927	△ 456	△ 3,383	
△ 3,287	△ 558	△ 3,845	
△ 6,214	△ 1,014	△ 7,228	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
911	296	2,656
1,275	320	2,844
△ 364	△ 24	△ 188
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
9	2,801	
9	2,896	
	△ 95	

イ 会計年度任用職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	期末手当
補正後	損益勘定支弁職員	(5)	5,721		485
	資本勘定支弁職員				
	合計	(5)	5,721		485
補正前	損益勘定支弁職員	(5)	5,651		484
	資本勘定支弁職員				
	合計	(5)	5,651		484
比較	損益勘定支弁職員		70		1
	資本勘定支弁職員				
	合計		70		1

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 2,307	異動等に伴う増減分	△ 2,307	
手当	△ 3,906	異動等に伴う増減分	△ 3,906	

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
6,206	591	6,797	
6,206	591	6,797	
6,135	626	6,761	
6,135	626	6,761	
71	△ 35	36	
71	△ 35	36	

[単位:千円]

備考			
扶養手当	△ 570	期末手当	△ 980
地域手当	△ 172	勤勉手当	△ 1,358
住居手当	△ 364	児童手当	△ 155
通勤手当	△ 24	賞与引当金繰入額	△ 95
時間外勤務手当	△ 188		

令和5年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部		
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 構築物	19,435,483		
	減価償却累計額	<u>△ 1,967,214</u>	17,468,269	
	ロ 機械及び装置	234,854		
	減価償却累計額	<u>△ 44,349</u>	190,505	
	ハ 車両運搬具	1,036		
	減価償却累計額	<u>△ 952</u>	84	
	ニ 工具器具及び備品	311		
	減価償却累計額	<u>△ 283</u>	28	
	ホ 建設仮勘定		<u>1,804,324</u>	
	有形固定資産合計			19,463,210
(2)	無形固定資産			
	施設利用権		<u>1,704,708</u>	
	無形固定資産合計			1,704,708
(3)	投資その他資産			
	イ 出資金		<u>563</u>	
	投資その他資産合計			<u>563</u>
	固定資産合計			21,168,481
2	流動資産			
(1)	現金預金			1,113,531
(2)	未収金		151,681	
	貸倒引当金		<u>△ 400</u>	151,281
	流動資産合計			<u>1,264,812</u>
	資産合計			<u><u>22,433,293</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,650,318	
	企業債合計	<u>10,650,318</u>	10,650,318
	固定負債合計		10,650,318
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	697,343	
	企業債合計	697,343	
	(2) 未払金		1,136,135
	(3) 引当金		
	賞与引当金	6,887	
	引当金合計	6,887	
	(4) その他流動負債		414
	流動負債合計	<u>1,840,779</u>	1,840,779
5	繰延収益		
	長期前受金		8,351,453
	長期前受金収益化累計額	△ 913,806	
	繰延収益合計	<u>7,437,647</u>	7,437,647
	負債合計		<u>19,928,744</u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	592,224	
	資本金合計	<u>2,748,680</u>	2,748,680
7	剰余金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 244,131	
	利益剰余金合計	<u>△ 244,131</u>	△ 244,131
	剰余金合計		<u>△ 244,131</u>
	資本合計		<u>2,504,549</u>
	負債資本合計		<u>22,433,293</u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
施設利用権	45年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金3,538千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和5年度において、期末手当、勤勉手当として16,459千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,127千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,388千円、資本勘定支弁職員分として3,611千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和5年度において、債権の不納欠損による損失を400千円計上する見込みであるため、貸倒引当金400千円を取り崩すこととする。

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,169,948	△ 7,219	1,162,729		
	1	営業収益	509,480	△ 409	509,071		
		2 他会計負担金	63,042	△ 409	62,633	1 他会計負担金	△ 409
	2	営業外収益	660,243	△ 6,810	653,433		
		1 他会計負担金	219,634	△ 1,038	218,596	1 他会計負担金	△ 1,038
		2 他会計補助金	109,876	△ 5,840	104,036	1 他会計補助金	△ 5,840
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	70,677	△ 3	70,674	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	△ 3
		6 雑収益	7	71	78	2 そ の 他 の 雑 収 益	71

[単位:千円]

説	明
一般会計人件費負担金	
一般会計負担金	
一般会計補助金	
消費税及び地方消費税還付金	
上下水道料金システム障害和解金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	下水道事業費用		1,229,129	△ 3,376	1,225,753			
	1	営業費用	1,095,565	△ 3,376	1,092,189			
		4	総係費	89,737	△ 3,374	86,363		
						1	給 料	△ 1,239
						2	手 当	△ 1,592
						3	賞与引当金 繰 入 額	△ 103
						4	報 酬	38
						5	法定福利費	△ 449
						32	負 担 金	△ 29

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★
		以下、政策的事業（戦略プロジェクト）
〔人件費等〕	△ 3,383	
1 給料	△ 1,239	〈特定財源〉
2 手当	△ 1,593	そ △409千円 一般会計人件費負担金
扶養手当	30	補正後7,147,000円－補正前7,556,000円
地域手当	△ 72	そ △2,236千円 一般会計負担金
住居手当	△ 252	補正後8,571,000円－補正前10,807,000円
通勤手当	51	そ 70千円 上下水道料金システム障害和解金
時間外勤務手当	△ 90	
期末手当	△ 412	
勤勉手当	△ 703	
児童手当	△ 145	
3 賞与引当金繰入額	△ 103	
賞与引当金繰入額	△ 95	
法定福利費引当金繰入額	△ 8	
5 法定福利費	△ 448	
職員共済組合負担金	△ 451	
地方公務員災害補償基金負担金	3	
〔下水道使用料賦課徴収事業〕		
・ 下水道使用料事業		(財源更正)
		〈特定財源〉
		そ 1千円 上下水道料金システム障害和解金
〔下水道経営事業〕	9	
・ 企業会計経理事務		水道事業会計人件費負担金
2 手当	1	補正後3,879,000円－補正前3,908,000円
期末手当		
4 報酬	38	
会計年度任用職員		
5 法定福利費	△ 1	
社会保険料等	4	
労働保険料	△ 5	
32 負担金	△ 29	
水道事業会計人件費負担金		

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		5 排水設備費	15,577	△ 2	15,575	4 報 酬	32
						5 法定福利費	△ 34
		6 減価償却費	579,291		579,291		

説		明
事	業	備 考
〔排水設備関連事業〕		
4 報酬	△ 2	〈特定財源〉 そ 1,198千円 一般会計負担金 補正後13,884,000円－補正前12,686,000円
会計年度任用職員	32	
5 法定福利費	△ 34	
社会保険料等	△ 29	
労働保険料	△ 5	
〔下水道経営事業〕		
・ 企業会計経理事務		(財源更正) 〈特定財源〉 そ △5,840千円 一般会計補助金 補正後104,036,000円－補正前109,876,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		1,833,640	△ 5	1,833,635		
	3	負担金	28,323	△ 5	28,318		
		1	22,615	△ 5	22,610	1 他 会 計 負 担 金	△ 5

[単位:千円]

説 明
一般会計負担金(汚水)

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		2,085,322	△ 3,845	2,081,477		
	1	建設改良費	1,403,200	△ 3,845	1,399,355		
		1 汚水管きよ整備費	753,012	△ 3,845	749,167	1 給 料	△ 1,068
						2 手 当	△ 2,219
						5 法定福利費	△ 558
		2 雨水施設整備費	608,588		608,588		

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★ 以下、政策的事業（戦略プロジェクト）
〔人件費等〕	△ 3,845	
1 給料	△ 1,068	〈特定財源〉
2 手当	△ 2,219	そ △5千円 一般会計負担金(汚水)
扶養手当	△ 600	補正後224,000円－補正前229,000円
地域手当	△ 100	
住居手当	△ 112	
通勤手当	△ 75	
時間外勤務手当	△ 98	
期末手当	△ 569	
勤勉手当	△ 655	
児童手当	△ 10	
5 法定福利費	△ 558	
職員共済組合負担金		
〔管きよ布設事業〕		管きよ布設事業に係る債務負担行為 期間 令和5年度～令和6年度 限度額 677,233千円
〔雨水貯留施設整備事業〕		雨水貯留施設整備事業に係る債務負担行為 期間 令和5年度～令和7年度 限度額 563,610千円